23
260

峰岸講師講義

日本上古史講義

同盟印刷

辨言

一、本書は昨年八月、兩講習會に於て、峰岸講師が講義せられたる日本上古史の筆記を、さらに、同講師の校閲補修を經て、上梓したるものなり。

一、本書は、もとより、賣品にあらず、ただ講師が懇切なる教授の賜を同盟者に頒たんと欲し、筆記に代ふるに、印刷を以てしたるなり。

一、本書原稿の筆記は、多數聽講者の分擔に成りしを以て、その行文體裁、終始一貫せざるものあり。これ誠にやむを得ざることなりとはいへ、實に遺憾とする所なり。

明治三十九年七月

勢多郡教育會開設講習會
群馬郡開設講習會　識

明治 39 8 20 内交

23-260

日本上古史講義

峯岸米造先生講述

第一部　緒論

歴史の定義

歴史といふ語は、歴代史學の約なり。

凡そ定義は、出來得るだけ、簡單、明瞭、正確に、其の範圍意義を言ひ現はしたるものならざるべからず。而して歴史に定義を下すは、至難中の至難なり。何となれば、歴史の取扱ふ所のものは、知、情、意を有する人間の集合體なる社會國家にて、非常に複雜を極むるものなればなり。故に學者により、其の定義の與へ方に相違あり。先づ歴史には廣狹の二義あり。

(甲)廣義の歴史

すべて、ウツリカハリ(漢語の變遷沿革の意)を叙したるものは歴史なり。生物學者が、下等動物の幾千萬年前より、高等動物に經上りたることを論ずるも、一の歴史なり。

天文學者が、天體の變遷を論ずるも、亦一の歷史なり。この意義よりいへば、宇宙の萬物、一として史を有せぬはなきなり。

〔乙〕狹義の歷史

歷史は人が社會を形成し、或程度の開化に達したる後の變遷を研究する學問なり。

（この狹義の歷史が平生吾人の用ひる歷史といふ語に當るなり。）

社會とは、或數の個人が、一の面積の上に集りて、共同生活をなすものなり。

國家とは、社會の維持進化を圖る個人の團體にて、これを構成するには、主權、人及び土地を必要とす。已に國家といふ機關を要する社會は頗る進歩したるものなり。

社會が、如何にして起りしかといふことを研究するは、普通の歷史の範圍にあらず。別に文明史、社會學等ありて、これを論じ普通の歷史にては既に出來たる社會の變遷を研究するを以て本旨とすれども、爰に其の大要を述ぶるを必要とす。抑、人間は萬物の靈長なり然れどもまた一つの動物たるなり。動物はすべて生活し行くといふことと、子孫を遺すといふこととを力め居るなり。人も動物なり。故に、また生活し行くことと、子孫を遺すこととをつとむ。此くの如くすべての動物が、自己の生活を全くし、自己の子孫を遺さんと努力する結果として、ここに生物間の生存競爭を起す。此の生存競爭に於て、勝つものは生存し敗るるものは滅亡す。人間も等しく此の則に從ふなり。

人間が、その生存競爭をなすに當りて、一人にて單獨孤立してなすよりは、多人數、相協力し、相同心する方、甚だ利あり。例へば、一人にて、家を建て、田を耕し、衣類を織るよりも、農夫、大工、機織家と分業にてなす方、生活上の便益多し。又猛獸毒蛇等を防ぐ場合に於ても、多人數、團結協力してこれにあたる方、甚だ得策なり。かゝる必要より、人と人と團結して働く樣になる。此くの如く共同して働くときは、茲に社會てふものを生ずるなり。

社會が起りたらば、直に歷史が生ずべきか否。或程度の開化に達せざれば生ぜず。生物が細胞より成る如く、社會は一人一人の人より成る。即ち人は、社會の一細胞一分子たるなり。其の一分子たる人は必ず死す。幼くして死するあり、老いて死するあり。これを平均する時は、歐洲人は、三十三歲位なるよし、支那人は、三十歲なりと稱す。日本人も約三十歲位ならん。かく社會は其の細胞の古きを送り新しきを迎ふるものなるが故に、ここに其の社會を維持し、且、之を進歩せし

めたる所以を後代に傳へて參考に供するの必要を生ずるに至るべし。是に於てか、始めて歷史あるなり。而して、その傳ふる方法に、種々あり、口より口に傳ふるもの、品物を遺して傳ふるもの、書きて傳ふるもの等これなり。今、歷史を嚴密狹義に解するときは、文字を使用して、社會の事實を正確に書き記し得る時に始まるとすべきなり。然れども、これを少しく廣めて、正確に書き傳へられずとも、言ひ傳へ(口碑)が遺り居り、遺物などがありて、不十分ながら、社會の有樣が、わかり得る樣になりて、始めて歷史を生ずといふを至當なりとす。

國家といふことにつき、尙一言せん。國家には、治者と被治者と土地とを必要とす。卽ち主權、人及び土地を要す。その主權の存在によりて、國體を異にす。一人が主權を有するものを、君主國體といひ、或少數の人が主權を有するものを、貴族國體といひ、人民悉く主權を有するものを、民主國體といふ。

(參考)多く世に行はるゝ歷史の定義

一、人間に關係せる過去の出來事の記錄なり。

米國の學者フィッシャーなどの唱ふる所なり。

この定義は、廣きに過ぐ。人間に關係せる出來事といへば、種種雜多にして、到底、之を系統的組織的に研究すること能はざるべし。

一、歷史は、英雄傳なり。

英國の學者カーライルなどの唱ふる所なり。曰く英雄の傳記を研究して、その模範とすべき所、龜鑑とすべき所をたづね、人間は如何に活動すれば、此の活社會に適するか、如何に活動すれば、功をなすを得るかを、知ればよきなりと。

社會は、英雄の仕事のみにあらず、英雄は社會國家に非常の關係を有すれども、英雄のみにては社會は成立せず、又英雄と雖も社會をはなれては仕事をなす能はず、故に歷史は、英雄以外に大に研究すべきものあるなり。

一、歷史は、過去の政治なり。

昔の支那歷史、日本歷史は、此の見解を以て政治上のことのみ書きたるもの多し。支那にては、經書に於て、治國平天下の原理を說き、歷史に於ては治國平天下に關する實際を示すを以て主なる目的とせり。例へば、司馬溫公の資治通鑑の如きも、政治に資するの意を以て書きたるものなり。西洋にては、英國の史家フリーマンこれを唱ふ。

政治は、大に社會に大切なるものなり。然れども、社會の變遷は、政治のみに關

するものにあらず、文學も、宗教も、教育も、其他百般のことが、大に社會のウッリカハリに關す。歷史は、須らく社會全體の活動を論ずべきなり。

これ等の定義は、いづれも滿足のものといふを得ず。故にこれ等を採らずして、前にいへる如き、定義をくだせるなり。

國史及び世界史

(甲)國史

一國の起源及び變遷を研究するものなり。

(乙)世界史

世界を一個體とし、その變遷を研究するものなり。

(丙)國史と世界史との關係。

世界各國に於ける史實は、單獨孤立せるものにあらず、單獨孤立せるに似たるものも、その實は間接直接に親密の關係を有するなり。第十九世紀に入るに及び、科學上の偉大なる進步に伴ひて、その應用盛に行はれ諸種交通の機關非常に發達し、所謂文明の利器は、時間と距離とを短縮せるが如き觀を呈したれば、史的民族間の關係、大に密接し來り、その影響も、非常に迅速を加へ、現代に至りては、もはや世界史をはなれて、國史を論ずること不可能なるに至りたり。

從來の萬國史世界史と稱するものを見るに、各國の歷史を集め綴りたるものにて、名實相負くもの多く、大抵列國史、或は分國史と稱すべき樣のものなり。

世界史は、世界を一個體として研究すべきものなり。即ち各國の政治文明等が他の國々の政治文明等に、如何に影響關係せしか、如何なる聯絡ありしか等を經めて研究すべきなり。

交通機關等、百般の設備整へる今日に於ては、世界史を離れて、國史のみを研究するを得ず。明治維新後のわが歷史は、常に世界各國と關係を有す。遠き上代に於てすら、史實は、實に、單獨孤立せしにあらず、一國民の活動は、常に他國と相影響したり。唯その時代には、一國民と他國民との關係が、今日の如く密接ならざりし差あるのみ。

故に國史を敎授するにも、世界史の知識を有せざるべからず。

歷史の原動力

(一)外界の境遇

人類社會の發達は、主としてその內部の進化にありと雖も、外界の境遇は、また、其を

して然らしむべき有効なる動力なり。

およそ社會の發達するには、社會を組織する分子、即ち個人の數が增加し、且、その分子、各自が、進歩せねばならぬ。その社會の發達するには、外界の境遇大に關係す氣候極熱なれば、文明起らず、起りても永續せず。蓋し極熱は、人をして懶惰ならしむ。加之、熱度高き地方にては、人以外の生物の生活力甚だ盛んなるが故に、大に人の生活を妨害すればなり。又、極寒の地に於ては、人が、常に耐寒求食等にのみ汲々たる樣なれば、少しも、生活に餘裕なし。かかる地にも、文明は發生せざるなり。

社會の發達は、また地勢風光等に關係す。地味肥沃の平地は、農業盛んとなり、佳港良灣を有する海岸地方には、通商貿易の業開け、山地なれば、牧畜業發達す。ギリシアの如きは、山脈、縱横に亘りて、その國土を小區劃に分つが故に、その國民は、割據的なり。日本の如き、天色快然山水明媚なる國の人民は、快活にして、美術思想に富み、英國の如き、曇り勝ちなる處の人民は、沈着鈍重執拗の傾向を有するが如し。

(二)民族固有の性質

自然は、人類社會の進歩發達に大影響を及ぼせども、人は、全然、自然に制せらるゝものにあらず。故に人文の發達に適する場處ありとも、之に住する人の性質如何によりては其の發達を見る能はざることもあるなり。

數本の櫻を同一に培養するも、その枝振花等が皆同一なるを得ず。それと同理にて、同じ人間の中にても、支那人、印度人、歐洲人等、皆それぞれ、相異なる固有の特質を有す。固有の特質よき民族は發達す。これに反する民族は、發達せず。アフリカ大陸の赤道以南には、氣候土地共に良好なる所あれども、アフリカ人の文明は起らざるなり。これ、その民族の性質、劣れるによる。これに反し、歐洲の北部、土地氣候共にあしき處にも、人文の發達せるあり。これその民族の優れるによる。

故に人間は、自然力のみに左右せらるゝものにあらず、却て、自然に抵抗し、或度までは、之にうちかつ事を得るなり。要するに、社會は、自然と人間との相互働作によりて發達すと謂ふべきなり。

(三)生存競爭

如何なる種類の生物と雖も、苟くも生存せる間は、決して競爭以外に立つこと能はず。

生存競爭には、意識的のものと、無意識的のものとあり。また競爭に與かる生物の種類よりいへば、異種屬間の競爭と、同一種屬內の競爭とあり。また個體間の競爭もあ

れば、團體間の競爭もあるなり。而して異種屬間の競爭の結果は即各種屬の榮枯盛衰となり、同種屬內の競爭の結果は即その種屬の進步改良となるなり。

人類社會に於ても、異人種・異社會の競爭は、各人種各社會の盛衰存亡の原因となり、同人種同社會の競爭は、その人種その社會の進步改良の原因となるなり。

(四)個人の働

著大なる變遷は、特にその事に與りて力ありし多少の人傑を含まざるはあらず。蒸氣機關の發明は、世界の狀態を一變したるものなるが、もとこれ、英國人ワットの力なり。電氣力の發明ありて、千里一瞬の通信を開き、世界の狀態に大變化を起したるも、また獨逸人センメリング、ガウス、ウエーベル等の力なり。アメリカの發見はコロンブスの働きなり、喜望峯をめぐりて、印度に到る航路を發見せしは、バスコダガマの働きにして、いづれも時運に大なる影響を與へたるものなり。

以上のべし處によれば、個人の勢力は甚だ偉大なるが如くなれども、さほど偉大なるものにはあらず。人は各天稟を異にし、性質を異にす。然れども、大同小異なり。その生れたる時は、唯本能的運動を知るのみ、追々に父兄及び大人の眞似をなし、社會の風潮に接し、社會に化せられて、一個の成人となるなり。千人萬人に勝れたる人は、容易に出て來らず。そもそも、人は、自由意志を有し、勝手に工夫し思索することを得れども、實行をなすことは、社會の制裁にあひて、なかなかに難く、普通個人の力は、まことに微々たるものなり。故に歷史は、社會の變遷を主として研究し、個人には、あまり重きを置かず。ただ社會を動すが如き人傑に就いて、特に注意すべきのみ。

(五)天運　原動力の一として、天運を數へ入るるも可なり。

史料

史料は、歷史の生命とも稱すべき大切なるものなり。今、これを必要の度に應じて區分すれば左の如し。

- 史料
  - 第一史料(根本史料)
    - 原據的記錄
      - 全部原據的のもの
      - 一部分原據的のもの
      - 原據的記錄散亡せるため、之に代りて、原據的位置をとるもの
    - 古文書
    - 日記及び自傳
    - 紀念物
    - 遺物
  - 第二史料(參考史料)
    - 口碑
    - 編纂物
    - 一般の文學書類等

(甲)第一史料

(一)原據的記錄。　或事件の目擊者が、其の事件を綜合研究して記錄したるもの及び其の目擊者より聞きたる他人が記錄したるもの等にて、これに左の三種あり。

(一)全部原據的のもの。　我が六國史(日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄)の如きもの。この六國史は、皆國家事業として、勅撰せられたるものなり。

(二)一部分原據的のもの。　神皇正統記(神代以降、後醍醐天皇に至る間を叙したるものにして、其の親房の見聞したる後醍醐天皇時代だけは原據となる)扶桑略記(叡山の僧皇圓の著にして、全部六國史によりて叙したるものなれども其の佛敎に關せる事柄だけは原據となる)の如きもの。

(三)もと編纂したるものなれども、其の原據的記錄、散亡せるがため、これに代りて、原據的位置をとるもの。　日本紀略(これは、六國史を抄錄したるものなれども、其の六國史中には、現に日本後紀の桓武天皇の御代の一部分散亡したる故、この部分だけは原據となる)の如きもの。

(二)古文書　達、命令、外交上文書、私人の手紙契約書、褒狀、屆書等、一々枚擧に遑あらず。古文書、一つだけ見て、或事件の顚末を知るといふことはできぬが、これに依りて或る史實を證明し、且又、史實の裏面の内容を知ることを得るものにて、緊要のものなり。一例をあぐれば、南朝の御代數につきての疑問などは、一枚の古文書によりて、よく證明することを得、宮内省に於ては、南朝御三代と數へて、長慶天皇を御代數に入れ奉らざる由なれど、長慶天皇は果して御踐祚遊ばされざりしにや、之を決定せんこと頗る難事に屬すれど、天皇が、高野山に上られし願文は、此問題を解くに必要なる證據物なり。その願文を拜讀するに、その末尾に(太上天皇寬成敬白)と書かれたり。寬成は、長慶天皇の御名なり。抑も(太上天皇)といふ御尊號は、御踐祚あそばされて、後、讓位せられた御方、若くは、天皇の御生父にあたらせらるゝ御方に限り上るを例とす。長慶天皇も、此の二つの中、何れかであらねばならぬなり。長慶天皇は、後龜山天皇の御生父にあらず、故に御踐祚なされたるものと考定せざるを得ざるべし。古文書の史料として大切なる一例かくの如し。

古文書は、多く神社佛閣、及び舊家等に藏せらる。奈良の東大寺内の正倉院(正倉は、大切なる物を藏する倉の義、院は本來、幾棟も建て連ねたるを云ふ義なれども、この正倉院は、唯一棟あるのみ)の如きは、著名なるものなり。正倉院は、孝謙天皇の御代の建立にして、聖武天皇崩後、四十九日目に御物を悉皆東大寺に寄進せられた

るを藏せんがために、此の建立ありしなり。全部木造、校倉造なり。此を拜見すれば、奈良朝時代の文化が驚くばかりに進歩せしを目撃するを得。其の中にはガラスや大理石にて造りたる器物の精巧なるものなどもありて、實に其の一つを見ても東洋文化の精粹を味ふを得るなり。現今は勅封にて、容易に拜見する機會を得難し。從來は、毎年一回、勅使參向、封緘を解きて、御風入れをなされたれば、その際、相當の地位ある者は、官の許可を得て、拜見するを得たりしなり。されども、此の御風入れも今は御物の毀損を恐れて毎年はなさらぬ事となれり。さて、この正倉院の中に、多くの古文書存せり。これは特に保存せんとして藏せられたるにはあらで、御物の挾み紙などとして用ゐられしものなり。其の中には、買物帳、借金證文等ありて、奈良朝時代の物價や、金銀貸借上の有樣など、到底、正史にては知ることは能はざるものを知るを得るなり。

現今は政府事業として古文書蒐集をなす。既に編纂して出版したるもあり。徵古文書、古文書編纂(共に大學に關係ある某々氏等の盡力にて、出版したるもの。非賣品なり)史徵墨寶(折本にて四册物、これは賣品なり。內閣修史局出版)史徵墨寶考證(前編後編五册)大日本古文書(東京帝國大學藏版)等著しきものなり。

古文書を史料として用ゐるは、現今に至りて、始めて起りし事にあらず。既に六國史の中にも、古文書を引用したる箇所あり。又、吾妻鏡の中にも、義經の腰越狀等を引用せるを見ば、昔より重要視せられたること知るべし。

(三)日記。 自身關係したる事、若くは親しく見聞したることを記すものなれば、史料としての價値甚だ大なり。樞要の地位に在りたる人の日記は、殊に大切なり。即ち天皇の御日記、公卿日記、僧綱日記の如きもの(日記のことをふるくは日次とも日なみとも稱せり)

天皇の日記は、御記又は宸記など稱す。 宇多、醍醐、村上三帝の御記、今に殘缺して僅に存す。又近頃になりて拜見するを得たる花園、光嚴二帝の御記は、伏見宮家に深く藏せられたるものにして、これによりて北朝の當時の實際を知ることを得、なかなか尊重すべきものなり。

公卿の日記　村上天皇の天曆前後のもの、少しく殘存す。又貞信公記も少し殘存す。藤原實資の日記は小右記と稱し、全部百卷餘りありしもの、今は六十一卷殘存す。これによりて藤原時代の相想を窺ひ知ることを得ること多し。

藤原賴長の日記殘存す、台記と稱す、

源頼朝時代の公卿なる九條兼實の日記殘存す、玉海とも玉葉とも稱す。

僧綱日記　足利四代の將軍義持より、同八代義政に至るまで幕府の機密に參與したる大僧正滿濟の日記(自筆)六十卷餘り殘存す。これによりて、當時の武家の秘密を知ることを得。

自傳　我が國には、實に稀なり。外國には、多くありて、彼のフランクリン自叙傳の如き、人のあまねく知るところなり。

(四)紀念物　碑、賞牌、紀念郵便切手等實物を以て、當時の狀態思想を後世に傳へんとして作りたるもの。

(五)遺物　實物若くは無形物にて、特に後世に傳へんとの目的にはあらざれど、自然後世に保存せられて其れによりて、當時の狀態思想を察知することを得るもの。有形の遺物とは、建築物、道路、堤防、器財、繪畫、貨幣、紋章、印章等の類、無形の遺物とは、現存する古の習慣、遺風、及び各國民使用の土語等の類なり。

(乙)第二史料

(一)口碑　歷史上の事蹟を傳誦して、後世に遺すもの、傳說とも、舊辭とも稱す。舊辭は傳誦する間に、自然に增減せられ、又時には、誤まれること等あり。故に奇怪の分子を含有すること多し。例へば、我が神代の傳說の如し。神代の傳說は、實に舊辭中の舊辭たり。されば之を採用せんとするには、必ず他に證明を求めて、後、なさねばならぬことなり。即ち舊辭其のまゝを採用するは、頗る危險の事なり。されど、神代の傳說の如きは、わが國の大切なる傳說なるのみならず、これによりて、太古の人の思想、開化の程度等を窺ひ知ることを得るものなれば、教育者は、特に注意して、研究するを要す。かの素戔嗚尊の八岐蛇を退治せられたる舊辭の如き、其の全體を事實としては採用するを得ざれども、これによりて既に酒、劍等のありし事を知るを得るなり。又かの三種の神器を傳へられし事の如き、我が皇基の遼遠なること及び古代の人民の皇室に對する觀念、並に我が皇室の尊嚴なることを窺ひ知るを得るなり。

(二)編纂物　第一史料を用ひて編纂したる史籍にして、大日本史、皇朝史略を始めとして、今日續々出版せらるゝ史籍、皆之に屬す。

編纂物は、切れ々々の智識を綜合統一して、興味ある樣に、且、讀み易く編みたるものなれば、之に依りて、普通の智識を得るには適當なりと雖も、しかも、之のみにては甚だ不十分なり。何となれば、編纂物は、恰も飜譯書の如きものにて、其の編纂者

の誤解、政術、修飾等もあり、又編纂者の主義に由て、取捨評論せられたることもありて、史實の眞相を知らんとするには、甚だ不十分なり。是非とも、原據的記錄にまで遡りて研究せざるべからず（小學校に於て、參考書を備置するには、此の邊の注意を要すべし）特に漢文もて記したる國史を繙くには一層の注意を要す。こは漢文の性質として仔細に、わが史實の眞を寫し難きものなればなり。

（三）一般の文學書類　詩、歌、物語、紀行文、小說、及び隨筆等をいふ。これによりて、少くとも、其の時代の精神、及び風俗等を知ることを得るなり。例へば、源氏物語によりて、藤原氏時代の風俗を知ることを得るが如し。

又、これが、時としては、第一史料として取扱はるることあり。例へば、萬葉集の如きは唯歌を集めたるものなるが、其の時代の歌は、ヨミたるものにて、ツクりたるものにあらず、即ち感興を有りのまゝに歌ひ出でたるものなり。されば、土方のよみたる歌等にて、上手のものもあり（藤原宮役民の歌の如き）かゝるものなれば、これが、一の證據となりて歷史上價値を有することあり。雄略天皇は日本紀の記事にては、其の御性質の殘忍、殺伐、過酷にてましませるを示すに過ぎざれども、萬葉集開卷第一に載せたる御製を拜誦すれば、天皇の御性質はかゝる殘忍、酷薄の方面のみにあらずして、却て優美閑雅の御德の具はりし事を窺ひ知ることを得。又天智天皇の御製、天武天皇の皇太弟たりし時の御製及び額田女王の歌等は壬申の亂を說明するによき證據となるものなり。

歷史の補助學科

各學問は、其の間、實に親密なる關係を有す。

今日、種々の學問發達して、その類、甚だ多けれど、其の源を探れば、皆希臘より發したるなり。希臘時代の學問は、ただ一哲學ありしのみ。然るに歲月を經るに從ひ、分類して現今の如く種々に分れたるなり。故に現今の學問は、恰も親子兄弟の如き關係を有し、己れ一個にて立ち行くことのできるものはなく、必ずや他の學問の補助を仰がねばならぬものなり。わが史學も、亦然り。然らば、歷史が、第一多く補助を求むる學問は、何かと問はんに、直に之に答ふること能はず。何となれば、その研究する題目に依て補助を仰ぐべき學問定まるべきを以てなり。例へば「弘安四年蒙古來寇の時、十四萬餘の大軍を率ゐ來りしものが、大風のために、大部分死沒し、生還するもの、僅かに三人なりき」を題目として研究せんとせば、勢、氣象學に補助を仰ぐを要す。又英雄豪傑等の死狀等を調べんには、勢、醫學に補助を仰ぐを要す（加藤淸正は毒殺せられ

しか平重盛は熊野に祈りて、果して病を得たるか（これは肺病らしい）徳川家康は急性腸カタルにて死せし様なり、又中央アジアの大夏（バクトリア）の歴史を調べんとせば、古泉學（錢の學問）に補助を仰ぐを要するが如し。然しながら、歴史全體より見て、一般に補助を仰ぐを要するものあり。以下論述せん。

一、地理學　人類社會の發達には、地理の關する所、大なり。換言すれば、人類社會の發達に就き、地理上より說明する事、少なからず。

英國の歷史を調ぶるには、其の海國なること、及石炭の產出多き事等を知らざるべからざるが如し。例へば、地理は舞臺の如きもの、歷史は、演劇の如きものなり。即ち人類といふ俳優が、歷史といふ演劇を演ずる舞臺は實に地なり。

一、年代學　歷史は時の上に成立つ學問なれば、歷史に年代學の必要なるは言ふをまたず。

凡そ學問は、如何なるものにても、其の基礎となるべきもの存す。例へば、音、熱、光、電氣等の現象を研究する物理學は、唯一つのエネルギーを基礎として立つなり。化學は凡ての元素の性質を攻究する學問なれど、その基礎は、唯一つの化合、分解、即ち化學作用なり。地球表面に起る種々の現象を研究する地理學の基礎とする所は、場所といふことなり。數學の基礎は、數と量。心理學の基礎は意識なるが如し。

さて、歷史は、何を基礎とするかといへば、時即ち是れなりと答ふべし。總ての出來事は、時の上に生ずるものなり。故に、其の時の位置を正確に知らざれば、到底、歷史の攻究は不可能に屬するなり。其の時の位置を明瞭に示すものは、實に年代學の本領たるなり。（歷史には、年代が最も必要なるものなれば、或事件の年代は、正確に敎授するを要す、しからざれば、原因結果の關係、不明に歸するに至る）時の位置を明かに知るには、之を測る基點を定むる要あり。即ち一年といふ單位を以て時の流を測定す。其の法を紀年法と稱す。

紀年法の一二

（一）年號紀年法の得失　年號を立つる事は、我が國にては、支那より學びたりしなり。支那にては、吉凶ある每に、改元するが例なりき。但し、明の代には、一世一元の制を立てたれども、其の以前は、皆然りしなり。故に、一帝の治世に年號が幾個も立てられしなり。我が國にても、今上天皇の御代に至り、一世一元の制を立てらるるまでは、御一代に、幾個の年號ありしなり。

年號は、年の名にして、恰も地名の如きものなり。地名は、關係的に、其の場所の位置

を示す力はなし。例へは、ロンドンといひても單に、其の名稱のみを以て、我れよりはいづれの方幾許の距離にあるを示すこと能はず。年號は、地名が場處の位置の名なるが如く時の位置の名なり。故に、年號は時の關係的位置を示す力を有せざるなり。例へば、保元元年といひても、單に其れのみにては、其れが、今より何年前なるか、又、保元元年は平治元年の前なりや、後なりやを知ること能はず。かゝる理由によりて、年號紀年法は、よき方法といふを得ず。

(我が國人の頭に、時代の觀念乏しき一因は、從來、此の不便の方法が用ゐられたるにあるべし)

我が國の年號の始は、孝德天皇の大化なりと記載したるもあるが、こは誤なり。既に、聖德太子の時、鳥佛師の作りし佛像の銘に、法興といふ年號用ゐられたり。故に大化を始めといふは誤れり。然しながら、大化は國家の年號として、公に定められたるものなり。大化以後にも史外の年號あり。之を普通に異年號、若しくは擬年號と稱す。(異年號は支那の書中にまで、我が國の年號として出づるもの多くあり)藤非貞幹の逸號年表、伴信友の逸號年表補考、栗田文學博士の逸年號考等、皆此の異年號を集めたるものなり。

公に定められたる年號も、大化より明治に至るまで間斷なく、立てられたるものにあらず。大化より大寶に至るまでの間には、年號のなきことあり。齊明、天智、弘文三朝にはなくして、次の天武の朝に至りて、年號を立て、而して又次の持統の朝にはなし。文武の朝に、大寶と立ててより、今日に至るまでは、つゞきしなり。

(二)干支紀年法の得失　十干十二支なる故に六十年にて一循環す。これ還曆の語ある所以なり。此の法は、我が國にては、延元以前より用ゐられたるものなり。されども甚だ不都合のものなり。

(三)神武紀元論の要略　神武天皇即位の辛酉の年を基點として數ふる法にして明治五年十一月十五日御布令を以て定められたるなり。これに依れば、この辛酉の年より今年迄、二千五百六十五年なり。

後の世には、正確なる記錄ありて、年數を調ぶるを得るが、其の記錄のなき時、少くとも聖德太子以前に在りては、何に依りて年數を數ふるかといふに、こは實に日本書紀を基となすなり。日本書紀に於ては、事件のありし時を、いとも詳密に、何年何月何々とやうに記載しあり。これによりて、計算するに神武天皇即位の元年より今年に至るまで、二千五百六十五年となるなり。この書紀の年立の正確なりや

否やに就きては、大に研究を要するものあるべし。之を正確に定むるは、東洋歴史研究上、甚だ大切なるものなれば、古來書紀の年立てに就きて、學者の論じたるもの多々あるなり。今其の二三を紹介すべし。

德川氏時代の學者藤井貞幹は、其の著「衝口發」に於て、書紀の年立ては、之を支那朝鮮等の歴史と比するに、凡六百年程、多くなり居れりと論じたり。　本居宣長も、其の有名なる著述「古事記傳」及び「眞暦考」に於て、之れを疑へり。又伴信友の「比古婆衣」中の日本紀年暦考に於ても亦之を疑ひたり。

近く、明治の御代に至りて、那珂博士は、金港堂發行の雜誌「文」第一卷第七號第八號に、「日本上古年代考」といふ論文を掲載せられたり。これにつきて、學者間に論難盛んに起りて、一時、華を咲かせたりき。後に至りて同博士は、史學雜誌第八編第八、九、十、十二號にわたりて、「上世年紀考」といふ論文を續載し、其の説を詳述せられたり。其の説の大要は、神武天皇即位の年を辛酉としたるは、支那の一種の信仰(辛酉革命説)によりて書かれたるのみ。即ち書紀の年立ては、六百年程、違算せり。故に之を繰り下げて數ふるを要すといふにあり。

(四)耶蘇紀元論の要略　初めは、耶蘇の死したる年を基點として、數へたりしが、西暦五百三十二年に至り、ローマの僧デオニシウス・エキシグウスが、耶蘇降誕の年を基點として數ふることを按出したり。是れ今の耶蘇紀元なり。此の法は、現今、西洋一般に採用せらるゝが、一時に全般に行はれたるにはあらで、幾多年月を經る間に、次第に一般に行はるゝに至りしなり。當時、耶蘇の降誕の年と信じて紀元を定めたるものが、爾後學者の研究に依りて、現今にては、耶蘇降誕の年に就きて五種の異説を生ずるに至れり。即紀元元年説、紀元前四年説、紀元前五年説、紀元十二年説、紀元十三年説、是れなり。而して多數學者の一致せるは、紀元前四年説なり。(されども、今の紀元は、其のまゝになし置く)

(附)暦のこと　文明國に採用せられたるは、太陽暦なり。其の源は西洋史の發端に表はるゝ埃及人が考へ出したるなり。其の發達の次第に依りて二種に分れたり。一をジュリアン暦、一をグレゴリアン暦と稱す。ジュリアン暦を、又舊暦、(我が國にて稱する舊暦と別物なり)グレゴリアン暦を新暦とも稱す。現今、我が國にて採用するものは、此のグレゴリアン暦なり。世界の文明國中、舊暦を採用するは、唯露西亞と希臘との二國のみ。

ジュリアン暦は、ジュリアス、シーザーが、當時の暦法の不完全なるを見、古き埃及人の

考を基として、ローマの暦を按出したるもの是れなり。故に、其の名をとりて、暦に名づく。其の計算法は、一年を十二ヶ月に分ち、三百六十五日四分ノ一と數ふ。而して四分ノ一の時の長さを、暦の中に表はすこと能はざるにより、平年を三百六十五日とし、四年に一回閏年を加へ、一日を増し置くなり。

然しながら、此の法は正確にあらず。實際、太陽運行の時は、三百六十五日四分ノ一にあらずして、三百六十五日五時四十八分五十秒程なり。故に、舊暦に依れば、十一分程の超過を生ず。これを積めば、遂には百三十年に一日の差を生ずるに至る。此の不完全なるものを改正したるは、西暦十六世紀にローマ法王たりしグレゴリー十三世にして、當時ジュリアン暦は、實際とは十日程の差を生じ居れり。法王は、多くの學者をローマに集めて研究せしめ、十年間を費して、西暦一千五百八十三年に至りて成就せり。是れ即ちグレゴリアン暦なり。其の改正の要點は四百年毎に、閏を置きて其の百年より四百年に至る百年目毎には、閏を置かざるにあり。かくすれば舊暦に比して、四百年に凡三日の差を生ずる譯なり。其の實際に比しては五千年に凡一日の差を生ずるわけとなり、略正確に近きものとなりしなり。(今日にありては、此の新舊兩暦の差十三日にて、彼の旅順開城は、我が一月一日なりしに、彼れ露國にありては、なほ十二月中なりしなり。)

年の始めも、秋分と定むるあり、七月十六日と定むるもあり。又一日の始めを定むるにも、日没或は日出を以てするあり、又夜半を以てするありて、其の標準、一定せず、従ひて歴史研究上大に困難を感ずるなり。

一、人類學　人類の本質(人類とは如何なるものなるか、他の動物との關係、自然との關係、一種か數種か等を研究するもの)現狀(人類の分布、住民性質の異動、人類分類法、人類小區分相互の關係等を研究するもの)由來(人類の性質の變動、各地方人類移動の原因、其の源を發せしは一地方か諸地方か、人類の祖先は一對の男女なりしか、將た多數なりしか等を研究するもの)等を明かにする人類學は、また歴史に補助を與ふること尠からず。

一、考古學　古物、古建設物、遺物等に關する實地研究を基礎として、當時の事實を正確に推考するを務めとする考古學が、また歴史に補助を與ふること言ふを俟たず。

一、言語學　歴史は言語を解せざれば、研究すること能はず。

史體(史料整頓法)

(一)編年體　年代を追ひ、月日の順に従ひて其の條下に事實を列記するもの。例へば、

六國史、皇朝史略、國史略、左傳、資治通鑑の如きもの、これなり。

この體裁の得失　史實の年代を知るには便多し。且歷史は、秩序的なる故に、この體に依れば、秩序的觀念の養成に資すること多し。然れども、此の體は、數多の事實を、一處に雜記するが故に、事實の關係連絡を知り難く、特に、社會の或事物の變遷を知るには、大に不便とする所なり。

(二)紀傳體　王侯文武一人一家の事實並に制度典禮の類をも叙述するもの。例へば、大日本史、野史、史記、漢書、後漢書以下支那歷朝の正史等の類これなり。

この體裁の得失　一個人の傳記を知るには、便利なれども、歷史に於て、最も必要とする社會の變遷、國家の盛衰等を明にすること難し。是れこの體の失とする所なり。

(三)紀事本末體　一事一件の起原より、終局に至るまで、本末終始の關係を正して、之を綜合記述せるもの。例へば、靑山延光の國史紀事本末、宋の袁樞の通鑑紀事本末の類これなり。

この體裁の得失　政治の變遷、宗敎の通塞、文學の盛衰、工藝の發達等を知るには、便利なれども、總て、社會國家に表はるゝ政治、文學、宗敎、經濟等は、互に密接の關係を有するものなるを以て之を別々に記述するは、人工の配合法にて、自然の狀態にあらず、自然の狀態にては、百般の事物、皆聯絡關係し、種々樣々なる相互の交涉あるを以て、若し科を分ちて、硏究する時は、各科の相關を知るに不便なることといふまでもなし。

(四)普通敎育上、いづれの體を採るべきか　諸體皆一利一害あり。故に一方に偏せず、生徒の才能發達の如何を斟酌して、適宜の體を選ばざるべからず。即普通敎育に於て採るべき體裁は、折衷體を利ありとなす。

歷史硏究法

硏究法を說きたる書物及びその批評

我が國に於て、歷史が純粹に科學的に硏究せられたるは、最近の事なり、故に硏究法を說ける書甚だ稀なり。

今より十四五年前、史學專攻の文學士下山寬一郎氏が、其の著「史學原理」に於て硏究法の一部分を說かれたり。されど、こは理論に屬する部のみにして、大切なる應用の部分を缺如せり。故に、完全のものといふべからず。

其の後、間もなく、博文館發兌通俗敎育全書中に於て、澁江保氏の「歷史硏究法」出づ。こ

は、名は研究法と命ぜられたれど、其の實は、然らず、獨逸の哲學者ヘーゲル氏の理論史學(歷史哲學)の講義を抄譯したるものなり。固より研究法と稱すべからず。

ついで、民友社より平民叢書中の一として、「史學研究法」と題せる書出づ。こは、露國の大文豪トルストイ氏の哲學論の英譯せられたるを重譯したるものなり。故に研究法として取り出していふべき價値なきものなり。

明治三十七年のころより、早稻田大學に於て「名著綱要」を發兌するや、其の中に、村川、新見兩文學士が、佛國のセイニョーボー氏及びラングロア氏の共著なる「歷史研究法入門」を譯されたるものあり。これも抄譯したるものなり。近く一昨年に至り、文學博士坪井久馬三氏「史學研究法」を著はせり。こは、有益なる著述にして、全編を四卷に分ちて科學的研究法の理論方針と、其の應用とを詳密に、しかも平易に、口語體を以て說述せられたるものなり。

これより歷史研究法を述べん。凡そすべての學問には、それぞれ研究法あり。例へば、物理學化學の如きは、實驗により、博物學の如きは、實物の觀察により、數學は、專ら工夫推理に訴へて、研究すれども、わが歷史は、過去の事實を取扱ふものなるに依り、專ら實驗、觀察推理等にのみよりて研究すること能はざるなり。

次に揭ぐる歷史家の泰斗ランケの歷史研究法を見て、その大要を知るべし。

ランケの歷史研究法要略

氏は、歷史研究法に、明に三段あることを認めたり。即ち、(一)考證的研究(二)聯結的研究(三)哲學的研究是れなり。

(一)考證的研究　個々の事實を正確に取調べて、其の眞相を明にするにあり。

(二)聯結的研究　考證的研究に依りて、その眞相の、明になりたる個々の事實をとりて、之を同時代の他の事實と對照し、(橫の關係。從來多く等閑に附せられしもの)又其の前後の時代にある史實との關係を明にす。(縱の關係、即ち原因結果の關係。)

(三)哲學的研究　前二段の研究によりて、得たる結果を、總括して、眞理を發見せんとす。(これは、普通歷史の範圍以外に屬すべきものなり)

最近時代に至るまでの研究法は、右第一段の研究すら、甚だ不十分なるものなりき。ランケ氏は、亦、歷史家は、公平誠實、常に鏡面の如く、己れの心を空しくして、決して主觀的でなく、宜しく客觀的に研究すべしと說かれたり。孔子の春秋等は、主觀的記述として見るべきものなり。

歴史の學問的研究と、普通敎育に於ける歴史敎授との關係、歴史と道德との關係

學問の目的は眞理なり。されば學者は學問の眞理を發見するに務めて、他を顧みる要なきなり。然るに敎育の目的は、道德なれば、學問的研究と、普通敎育に於ける學科との間に差違なからざるべからず。敎育者は、宜しく學者研究の結果を、我が目的に利用せんと務むべきなり。特に歴史は、その關係する所極めて大なるものなれば歴史家が、研究したる事を、敎育者が採用せんとするには須らく愼重なる考慮を費すべし。苟も考慮を費さずして、猥りに採用せば、徒らに、生徒の倫理思想の破壞を來し、且根柢より歴史を疑ふの心を生ぜしむるに至るべし。戒むべきなり。特に從來の歴史には、詩的想像の加はる事多く、爲めに、今日に至りて、舊說の破壞せらるゝ如き新研究を生ずるなり。是等の新研究を、敎育者が、採用せんとするならば、少くとも、其の事柄が世人に默認せらるゝ程度に至るを待たざるべからず。從來學者の研究と、敎育家の考と、相衝突したること無きにしもあらざりしが、こは誠に、いはれなき事と謂ふべし。

第二部　本篇

歴史上時期區分に關する注意

歴史上の事實は、突如として起るものにあらず、また俄然止むものにもあらず、上下數千年にわたりて、或は原因となり、或は結果となり、相互に離るべからざる關係を保ち、切れ目なく連續せるものなり。故に時期を劃するは、畢竟、研究の便宜のためにして、決して、歴史の本質に於て然るものにあらず。

先史時代

先史時代の意義

全く記錄・口碑・紀念物を缺きて、唯遺物のみ存在せる時期ありて、原史時代に先立てり。この時期を先史時代といふ。

先史時代研究の必要

先史時代の研究は、人類學考古學に屬すべきものにして、歴史の範圍外なり。然るに、今之を研究するは、日本人の起源等を知るに必要あるが故なり。

先史時代研究に要する參考書

諸書の解題及び批評

シーボールド氏　考古說略

氏はオーストリア人にて、この書は、主に歐洲の事蹟を書したるものなり。吉田正春氏、これを譯して、明治十二年六月出版せり。

モールス氏　大森介墟編

氏は、アメリカ人にて、東京大學の雇敎師なりき。明治十一年大森にて貝塚を發見し、始めて本邦の貝塚研究に着手し、其の研究の結果を、理科大學より出版せしを、矢田部博士、邦文に譯し、明治十二年七月出版せり。

飯島魁氏
佐々木忠次郎氏　陸平介墟編

右二氏が、大學生たりしとき、常陸國霞ヶ浦の西岸陸平(チカダヒラ)の介墟を研究し、これを英文にて書き、邦文に譯したるものを、學藝志林に載せたり。

三宅米吉師　日本史學提要

鳥居邦太郎氏　考古提要

明治十九年に、師の日本史學提要一篇出てたり。

明治二十一年十二月に出版したり。誤謬の箇所多く、參考とすべき價値少し。

神田孝平氏　日本太古の石器

自己の所藏せる石器と、友人の所藏せるものとを圖解せるなり。英文にて書したるものと、邦文のものとあり。邦文のには、圖なし。

八木奘三郎氏　日本考古學

本書は、日本考古學をまとめて、出版したるものの始めにして、とかくの評あり、缺點も尠からねど、大に參考となるなり。

同　氏　考古便覽

郁文館の史學館にて講義せるを蒐めたるものなり。參考とすべし。

同　氏　（學生案內）考古の栞

小冊子にて、携帶に便なり。

八木中村二氏　考古學硏究法

本年、出版したるものにて、考古學の研究と實際とを說きたる良書なり。

坪井正五郎氏　日本石器時代人民遺物發見地名表

斯學研究者は、よろしく座右に備ふべき良書なり。

ウエンクステルン氏　大日本書史考古學の部

我が日本の考古學を外人にて研究したるもの多し。本書は、それ等を蒐輯したるものなるが故に、之れに依れば、外人にて、我が國考古學を研究したるものの、一般を知り得べし。その一部分、考古界第一篇第四號に譯載せられたり。

考古界

東京人類學會雜誌

共に參考として見るべき雜誌なり。

石器青銅器鐵器三時代の順序に關する略論

考古學者は、先史時代を石器青銅器鐵器の三時代に分てり。此の時代區分は、何時の頃、何を根據として、何人が爲したるかといふに、今より凡六十年前(一千八百四十七年)デンマルク及びスウェーデンの學者が唱道したるものにて、其の根據とする所は是等の國に於て、上部の地層より鐵器、次の地層より青銅器、最も深き地層より石器を發見したる事實あり。之に依て、人類は、石器時代より青銅器時代に移り、更に鐵器時代に移りたるものなりとの說行はれ、遂に一般の人類は、開化發達の順序として、必ずこの三時代を經過するものなりといふに至り、石器時代とは恰も太古を意味する形容詞の如くなるに至れり。果して石器時代は、太古を意味し居るか、また果して石器時代より順次に三時代を經て、人類は發展し行くものなるか。石器時代は、決して太古を意味せず、各人種の石器使用時代亦決して同一ならず。即ち現今アメリカ土人、ニューギニア土人、オーストラリア人の如きは、なほ使用し居るなり。又人類開化發展の順序として、必ず三時代を經過するものにあらず。現に南洋土人の或ものの如き、石器使用中、文明人に接したるため、直に鐵器を使用するに至れり。さらに青銅と鐵とにつき考ふるに、青銅は一種の金屬にあらず、銅と錫との合金なり。故に自然の順序よりいへば、青銅器の使用を解するものが、鐵器の使用を解せざるの理なかるべし。故に唯三時代經過說は、デンマルクの泥炭層中より發見せる順序等により唱へられしものにて、僅かの事實によりて歸納せるものなれば、これをすべての場合に適用するは、理なき事といふべきなり。

先史時代民族の遺蹟

(一)貝塚(介墟)

貝塚は、石器時代の掃溜なり。故に介殼の外種々の物を含み、石器土器及び他動物の遺骨等を混入す。

今日海岸に到るときは、漁夫の遺棄したる介殼の堆積をなせるもの、處々に散在す。これ考古學上の貝塚にはあらざるなり。考古學上の貝塚とは、英語の所謂シエルマウンドにて、常陸風土記に貝塚なる名稱ありしを取りたるなり。太古人智の未だ進まざる時にあたりてや、複雜なる生業を營むこと能はずして、簡易なる生業を營み、以て生活せしなり。海岸に住むものは海より貝類を捕へ、これを食料としたり。其の貝殼を棄てたる掃溜即ち貝塚なり。貝塚には、掃溜なるを以て、そこに種々の物存在せり。これ貝塚研究の益ある所以なり。

貝塚の分布は、關東地方に多く、西南地方東北地方、北海道等に少し。

貝塚が一般に海岸に多きは、いふまでもなし。王子西ヶ原の貝塚の如きは、はやくより研究せられたり。其の海岸に遠きものにては、武藏國北足立郡大舘村の貝塚などその例とすべし。

貝塚の大小

貝塚の大なるものには、面積數百坪、厚さ八九尺のものあり。其の小なるものに至りては、僅に貝殼の散布し居るのみなるあり。

(二)遺物存在地

遺物存在地 { 遺物散布地……遺物の平面的表現
遺物包含地……遺物の縦面的表現 }

遺物散布地とは、遺物が表面に出て居るもの、即ち上野國勢多郡木曾神社の近傍の如き是れなり。

遺物包含地とは、遺物が地層に在るもの、即ち甲武鐵道國分寺停車場に接せる阿切り附近の地層の如き是れなり。

遺蹟中、遺物存在地、最も多し。南は琉球臺灣より、北は千島列島に及び西南地方に少く、東北地方に至るに從ひて、益々多し。

陸奥國西津輕郡龜ヶ岡、羽後國北秋田郡麻生は、有名なる遺物存在地なり。

(三)竪穴

竪穴は、石器時代民族の住居せし遺址なりといふ。

竪穴は、深さ二三尺、廣さ二三間より七八間に至るものあり。其の構造は、木柱を穴の四隅に樹て、其の上部を束ね、これを木皮木葉の如きものにて蔽ひたる淺き井戸の如きものなりしならん。

形狀大小種々あり

普通のものは、長方形なれども、圖の如く、種々なるものあり。

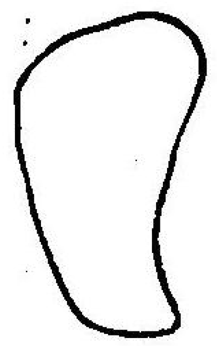
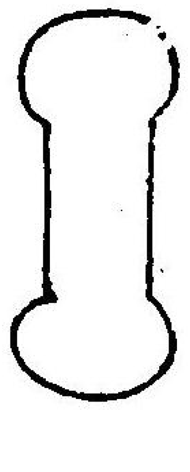
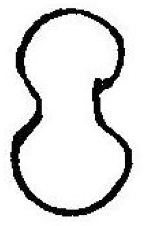
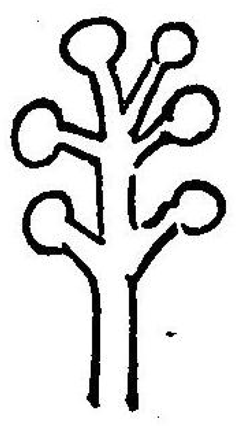
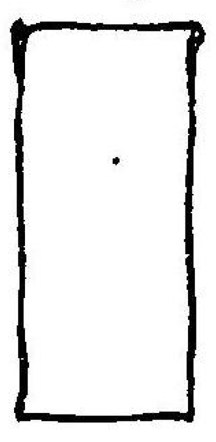

北海道に多く、本土に發見せられたるは、稀なり。

此の竪穴は、分布廣からず。最も多きは、北海道北見國網走・膽振國室蘭地方にて、大小百餘箇も集り居る處あり。本土にては、ただ羽後國北秋田郡・麻生・陸奥國西津輕郡床舞の二ヶ處に發見せられたるのみ。この穴は、當時の民族の住居せし跡なれば、其の中より使用したる遺物を發見するのみならず、穴の周圍よりも、遺物を發見すること多し。

先史時代の遺物

遺跡は、書物の如し。遺物は、其の内容即ち記事の如し。遺物の重なるものは、石器・土器・土偶等にして、其の他の腐敗し易きものは、腐敗し去りて存せず。

(一)石器

石鏃・石斧・石錐・石鎗・石匙・石棒、その他種々あり。

石器は、性質久しきに堪へ、且つ變化せざるものなるが故に、其の時代其の標を示し、又最も多く發見せらるるものなり。其の種類多けれども、今は、石鏃・石斧・石棒等につき說明せん。

(一)石鏃

石鏃は、人工品にあらずして、天より降りしものなりとは、古く東西に行はれたる信仰なりき。わが日本にて、之を人工品と認めしは、新井白石なり。明和・安永の頃に至り、近江に木内重曉出て、石鏃考を著はし、石鏃は、人工品にて肅愼人の日本を犯しし時、使用せしものなりと論ぜられたり。此の說は、今日の學理上、決して有力なる說にあらざれども、木内氏に至り、石鏃の硏究、歩を進めたりと謂ふを得べし。

石鏃は、多く日本の各地より發見せらるれども、其の石質は、地方によりて同じからず。中國・四國より出づるものには、粘板岩多く、飛驒・美濃及び箱根以西の東海道諸國より出づるものには、燧石多く、信越、及び關東地方より出づるものには、燧石及び黑曜石多し。稀には瑪瑙・水晶にて作りしものあり。また奧羽地方より出づるものには、半蛋白石及び黑曜石、北海道より出づるものには、黑曜石多し。形狀大小また、地方に從ひて異なり、其の東北地方より出づるものは、概して、九州・中國・四國

地方より出づるものより大なり。

石鏃の用途を、實物によりて察するに、金屬製の、鏃より小形なるを以て、或は實用品にあらずとの疑念生ずべし。然れども、これ實に實用品たるなり。蓋し北アメリカ、ニユーゼルシー、南アメリカのチリ等にて、石鏃を人骨に射込みたるもの、佛國にて鹿骨に射込みたるものを、其の儘發見せしを以てなり。以上の實例により、其の弓勢の强きものを用ゐれば、優に人をも斃すことを得、常に戰鬪狩獵に使用せしものなることを知るべし。尚想像を加ふれば、此の人種は、恐らくは、毒を石鏃に塗りて使用し、以て皮下注射を行ひしものならん。然れども、此の用毒の有無は、研究未だ十分ならず。

石鏃の製法は、漠として十分に知るを得ざれども、實物より見るときは、二種の製法あり。一を打製、一を磨製とす。磨製の石鏃は、發見、極めて罕なり。

(二)石斧

石斧は、また雷斧ともいふ。遺物中、石鏃につぎて、多く發見せらるゝものなり。打製・磨製・半磨製のものあり。其の形狀大小、種々にして小なるものは、五六分、大なるものは、一尺以上に及ぶものあり。打製石斧は、磨製石斧より大なるを通例とす。其の刄には、兩刄のものと、片刄のものとあり。片刄のものは、琉球・臺灣等より發見せられ、內地に於ては、未だ發見せられず。また製法よりいへば、關東地方には、打製のもの多くして、奥羽地方には、磨製のもの多し。

石斧は、何に使用せられしものなるか、其の用途、明かならざれども、現今、臺灣土蕃の如きは、打製石斧に、手斧の柄の如き木柄をつけ、土を耕すに使用するものあり。是れに由りて、之を推すに、蓋し、今日の鍬の如く用ゐられしものならん。また南洋土人中に、磨製石斧に木柄をつけ、樹を切るに使用するものあるより見れば、かの磨製石斧は、さる利器にも用ゐられしものなるべし。

(三)石匙

石匙は、また天狗の飯匙（メシガヒ）とも云ふ。皆打製にして、中には、石鏃より小なるものあり。蓋し禽獸の皮剝ぎ道具たりしならん。

(四)石棒

石棒には、形狀大小、種々ありて、一般に大なるものは粗造にして、小なるものは、精巧なり。其の大なるものは、關東及び東北地方に多く、小なるものは、奥羽地方に多し。用法、明かならずと雖も、實用品にあらずして、宗教上、一種の神體として禮拜せ

しものにあらじかと想像せらる。現に、石棒を神體とせる所、常陸國にあり。古く文德實錄の記事中に、石棒を祭ること見え、橘南溪の東遊記にも、石棒を祭れる處あるを書き載せたり。また酋長等が、その威嚴を裝ふ修飾品に使用せしものにあらざるかとの想像說もあり。

(二)土器

土器は、一般に蓆紋を有し、紋樣多く、その形狀、多種多樣にして、性質堅硬ならず、その色、赭色若しくは黝色にして、濃淡一ならず、決して釉藥を用ゐず。

土器は、石器よりも多く發見せらる。故に遺蹟が、先史時代のものなるか否かを硏究するには、先づ土器に注目するを第一とす。されど、土器は、破碎し易きものなるが故に、石器に比するときは、完全なるもの極めて少なし。箱根以西には、土器の發見、比較的多からざれど、關東・奧羽・北海道等には、最も多く、往々完全なるものを發見することあり。常陸國稻敷郡福田の貝塚、同郡高田村の椎塚等は、土器發見に於て有名なるものなり。

土器の製法

土器の製法は、明かならず。これを想像するに、轆轤を用ゐずして、先づ底を作り、次に土を捏して、紐狀となし、螺旋形に、底の上に積みあげ、さて後、手にて滑らかに摩し以て製作せしものなるべし。

(三)土偶

石器時代の遺蹟より、往々、土偶を發見す。諸外國に、其の例を見ず、實に日本石器時代遺物の特徵なり。此點より見るも、土偶の學術的硏究の價値の大なるを知り得べし。

製作上、土偶に二種あり。

一は、內部の空洞なるものにして、一は、內部の充實せるものなり。此の製作上の區別は、地方によりて異なり。即ち關東地方より出づるものは、後者に屬し、奧羽地方より出づるものは、前者に屬す。製作上の巧拙より見れば、關東地方のは、粗造にして、奧羽地方のは、精巧なり。また形狀より見るときは、關東地方のは、平凡にして、頭部の裝飾等少けれども、奧羽地方のは雄大にして、頭部の裝飾複雜なるが上に、大抵遮光器とも稱すべきものを用ゐ居れり。(遮光器は、現今北アメリカのグリインランドの土人等、用ひ居れり)

關東、及び東北地方に多く、箱根以西には、殆どその發見なし。箱根以西にては、三河國より、一體發見せられしのみ。

土偶の用途

土偶の用途は、明確ならずと雖も、玩具なりといふ說と、宗教上の偶像なりといふ說と、裝飾品なりといふ說とあり。用途のいづれなるにせよ、學術上の價値に於ては、些の高下なきなり。蓋し、土偶を作るには、當時の有樣を模倣し作りたるものなるべければ、石器時代の風俗體貌を示すものなること、明かなればなり。即ち其の製法を考究すれば、當時の技術の進度、分明し、其の用途を考究すれば、當時の思想分明し、其の形狀を考察すれば、當時の風俗體貌判明し、其の紋樣を觀察すれば、當時の美術上の嗜好判明す。換言すれば、土偶は、實に石器時代の實相を、吾人に語りくるるものなり。

土器の價値は、非常に大なるを以て、尙一二の例をあげんに、吾人は、之れにより、第一に石器時代使用の器物を明にし、其の器物の席紋によりて、當時席の在りしことを知り、網紋によりて、當時既に網のありしこと、及び之にて魚を漁したるものなるべきを知り得べし。また、把手の意匠によりて、美術進步の程度、及び美術上の嗜好を知り、土器の底の網代形により、當時既に網代あり、從て竹細工の行はれしことを推知し得べし。さらに進んでは、是等紋樣の比較研究により、其の系統を明にし、以て同一開化の人種が、如何に分布せしかを判知し得べし。

(四)骨器角器貝器其の他

是等の器具には、銛・釣針・針(魚骨)腕輪等あり。

先史時代の人種二

先史時代の遺蹟遺物を留めたる人種は、我等の祖先にあらず。

如上の遺蹟遺物を留めたる人種は、何人種なるか。吾人の祖先は、此の國土に入りしとき、即ち建國の當初、既に採礦冶金の術を知り居たること明かなるが故に、石器時代の人種を、吾人の祖先なりとするときは、他の遺物と共に、金屬製の物をも發見せざるべからず。然るに、此の事絕えてなし(ただ先年、青森縣下にて佐藤傳藏氏が、鐵器を發見したるを、異例とせしが、其の後、深く之を研究せしに、鐵にあらずして、マンガンなるを知るを得たり)故に石器を留めたる人種は、吾人の祖先なる高天原人種といふを得ず。然らば、何人種なるか。

(一)肅愼人說

新井白石の說

木內重曉の說

肅愼人、即ちミシハセ人が、欽明帝のとき、佐渡に入犯せしことは、日本書紀の傳ふるところなり。本邦發見の石鏃は、畢竟、肅愼人の使用せしものなりと。此の說は、新井白石によりて唱へらる。白石が、佐久間洞巖に贈りし書簡中に見えたり。後、此の說を祖述したる人は、即ち木內重曉氏なり。然れども、今日に於ては、極めて價値なき說なり。何となれば、肅愼人の到らざる土地よりも、石鏃續々發見せらるればなり。

(二)蝦夷人說

小金井良精氏の說

比較解剖學により、石器時代の人骨を、現代の日本人種及びアイヌ人に對比するときは、アイヌ人に酷似せり。之を根據として、小金井博士は、蝦夷人說を唱道せられたり。其の他、史實を根據として論ずる人もありて、頗る有力の說なり。

然れども、此の說の如く、石器時代の人種を蝦夷人とするときは、次の不都合生ずるなり。蝦夷人は、石器を用ゐしこと絕えてなし。若し其の祖先が使用したりとせば、其の傳說中に、その事の幾分のこるべき筈なり。然るに、口碑に絕えてその事なきを見れば、これが解決は頗る至難のことなり。且つ、また、貝塚より發見せられし人骨が、全然、アイヌの骨格と一致せりとの事にもあらざれば、此の說に對しては、疑義なきを得ざるなり。

(三)コロボックル說

コロボックル說の由來

坪井正五郞氏の說

今日、アイヌの口碑に據れば、太古、コロボックル人種ありて、アイヌの祖先と相爭ひ、何れへか移れりと。此の口碑を基礎として、北海道の竪穴及び土器石器等を遺したる人種と、本土の石器時代の人種とは、同一人種なりと推定せるもの、即ちコロボックル說なり。今此の說の由來を述べんに、英人ジョン・バチェラーといふもの、はやくより、アイヌと同居して、その言語、人種、習俗等を研究せしが、明治十七年蝦夷今昔物語を著はし、北海道の原住土人は、アイヌにあらずして、コロボックルなりと首唱したり。明治二十一年に至り、坪井博士、北海道に探檢を試みられ、六箇國を巡廻して、十八箇所の遺蹟を研究し、かつ、アイヌの口碑を調査せられし結果、アイヌの口碑と、北海道に於ける遺蹟遺物の研究と、日本各地に發見せらるる遺蹟遺物とを比較考究するときは、類似點、甚だ多きを以て、石器時代の人種は、即ちコロボ

ックルなるべしと論ぜられたり。其のアイヌの口碑なるものの大要をあぐれば、

一、北海道には、アイヌと別種の人種住居せり。

一、竪穴に住し、木の枝を以て、屋根をつくり、款冬の葉を用ゐて、之を葺き居りたり。

一、石を以て利器をつくり、土を以て食器をつくれり。

一、アイヌの人口増加するに從ひ、何れの地方へか移住せり。

一、兩族間に衝突ありし結果、悉く移轉せり。

然るに、北海道の石器・土器・竪穴を調査せしに、此の口碑と能く一致せるを以て、北海道に遺蹟遺物を留めたる人種は、コロボックルなり。而して、日本各地に發見せらるゝ遺物と北海道にて發見せらるゝ遺物とは、酷似するが故に、日本本土の石器時代の人種は、また、コロボックル人種なりと。此のコロボックル説は現今、最も廣く行はれ甚だ有力なり。

然れども、本邦全土石器時代の人種が、悉く同一のコロボックルなるか、はた幾多の種族なるかこは、實に深く考究すべき問題なり。

(四)土蜘蛛説

三宅米吉師の説

土蜘蛛は、つちごもりの義にて、古事記・日本書紀に據るときは、土蜘蛛の分布は、實に廣くして、常に大和民族と衝突せし形跡あり。此の土蜘蛛、即ち石器使用人種なりと。此の説は、明治十九年發行の日本史學提要に見ゆるところなり。

要するに、先史時代の民族が、如何なる人種なりしかにつきては、未だ確説なし。現今、最も有力なるは、コロボックル説と、蝦夷人説とにして、兩者の論戰、正に酣なり。中には、兩説の折衷説の如きものを唱ふるもの出て來れり。何れにせよ、近く解決せらるることとなるべし。余は、コロボックル説に從ふものなり。

原史時代　(舊辭代とも、古事記時代ともいふを得べし)

原史時代

原史時代の材料は、舊辭と遺物となり。

(一)舊辭

古事記三卷　太安萬侶撰　元明天皇和銅五年

天武天皇、日本の古傳が、眞を失ふを憂ひ、御自身に、傳説を撰擇して、稗田阿禮に暗記せしめ、是を以て、修史の底本とせんとし給ひしに、其の御考を遂げずして、崩じ給へ

り。後、元明天皇に至り、阿禮、年老い、其の死、はかられねば、天皇は、天武天皇の御志をつぎ給ひ、太安萬侶をして、阿禮の暗記せるところを筆記せしめられたり。これ古事記なり。總て三巻。悉く漢字を用ゐれども、純粹の漢文にはあらずして、音訓雜用なり。例へば「久羅下那洲多陀用幣琉之時」を、くらげなすただよへるときに、といふに用ゐたるがごとし。當時は漢文流行の時にして、事を記するには、大抵、漢文を用ゐしに、太安萬侶が、斯る體を用ゐたるは、古事記の序文に見ゆる如く、非常の苦心を經たる結果なり。要するに、純粹の漢文にては、我が國の古傳を、其のまゝに表はすこと能はず。其のまゝを表はさんが爲めに、此の體を用ゐたるなり。故に古事記は、眞摯率直にして、飾なく、よく、古傳を其のまゝに寫し出したるものにて、最も貴重すべきものなり。

(本居宣長の古事記傳四十八巻)

宣長が、三十餘年の歳月を費し、心血を濺ぎて著はしたる古事記の解釋なり。言語の上より、有りのまゝに解釋したるものにして、正に、今日の古傳研究法に合へり。

日本書紀　三十巻　舍人親王撰　元正天皇養老四年

この書は、元正天皇の勅命を受け、舍人親王、總裁となり、太安萬侶等と編纂したるものにして、純粹の漢文を用ゐ、天地開闢より、持統天皇に至る。記事、古事記よりも委し。

此の書と、古事記とを比較するに、古事記は、簡單眞率にして、書紀は、豐富艶麗、甚だ文章を修飾せり。從ひて、此の書は、間々、文によりて事實を作れるところあり。また、支那史の文、其のまゝを採れるところあり。例へば、天地開闢のところに「及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯而爲地」の如きは、淮南子に取れるものにして、わが古傳には、なきところなり。また詔勅に、漢の皇帝の詔と、寸分、違はざるあり。或は史記漢書等の文を、其のまゝ取れるところもあり。されば、此の書を讀むには、豫め其の注意を要するなり。

此の書を註釋せるもの、甚だ多し。其の主なるもの、左の如し。

(卜部懷賢の釋日本紀二十八巻)

懷賢は、鎌倉時代の人、此の書は、漢文にて書きたるものなり。

(一條禪閤兼良の日本紀纂疏二巻)

足利義政時代の人なり。關白の隱居したるを太閤といひ、太閤入道して、禪閤といふなり。此の書は、神代紀だけなり。

(谷川士清の日本書紀通證三十五巻)

德川時代の人なり。此の書は、書紀中、處々を抜き出して解釋したるものにて、全文を

説けるにあらず。また漢文なり。

(河村秀根の書紀集解三十卷)

これは、書紀の全文を上げて説きたるものなり。これもまた漢文なり。

(飯田武鄕氏の日本書紀通釋七十卷)

氏は信州の人なり。明治三十六年に沒せり。此の書古よりの説をあげて説明し、間々、自説を交ゆ。好參考書なり。

(敷田年治氏の標註日本紀)

氏は、大坂の人なり。此の書は、簡單明瞭にして、便利のものなり。

古語拾遺　一卷　齋部廣成撰　平城天皇大同二年

此の書は、一種の上奏文なり。齋部氏は、神代以來の舊家にして、中臣氏と相並びて朝廷に仕へ、甲乙なかりしに、後に至りて、中臣氏は、非常の勢を有し、榮華を極むるに反し、齋部氏は、蘇我氏の盛んになりしとともに衰へ、廣成の如きは、わづかに從五位下に過ぎず、されば、廣成は、慨嘆の餘り、我が家に傳はれる古傳をかき集めて、上れるなり。故に、齋部氏の爲めに辨じたる傾はあれど、記紀二書につぎて、是非とも、見るべき書なり。平田篤胤いはく、此の書を讀んで、同情を起さゞるものは、道德の人にあらずと。

此の書の解釋ものにては、久保季玆の講義せるもの最もよろし。

舊事本紀　十卷

推古天皇の御代に、聖德太子、蘇我馬子等と、勅を奉じて撰したる由、序文には見ゆれども、實は、後世の僞書たることは、常山文集(德川光圀の文集)の舊事本紀跋、多田義俊の舊事本紀僞撰考、伊勢貞丈の舊事本紀剝僞等に於て、十分に論ぜられて、餘すところなし。されど、此の書、全部、悉く、すつべきにあらずして、或る部分は、甚だ有力なる材料とすべきものなり。即ち卷三天神本紀の饒速日命の天降の段と、天孫本紀の中、尾張氏と物部氏との世次の段と、卷十國造本紀とは、恐らくは後世の僞書にはあらじといふ。殊に國造本紀の如きは、國造のこと、これによらねば、明かならずといはるゝなり。

新撰姓氏錄　三十卷　萬多親王撰　嵯峨天皇弘仁五年

上古は、族制政治なれば、氏姓の事は、甚だ大切なり。是れを知るには、此の書によるべし。

此の書にあらはれたる日本の氏の數、千百七十七氏なるに、此の書の序文には、一千

一百八十二氏とあり。傳ふる間に、五つだけ脱したるか、或は數字の書損か。此の多くの氏を、三種にわかつ。序文に、天神地祇之胄、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃とあり。此の中、皇別、最も尊し。

（二）遺物

遺物を發見し得る遺蹟

此の、時代の遺蹟は、細かにいへば、三種とす。即ち古墳・塚穴・横穴これなり。されど、此の三つは、甚しく異なれるものにあらねば、强ひて三別せざるも可なり。

古墳

すべて、人を葬りたる古代の墓は、古墳なれども、學問上の古墳といふものは、啻にそれのみに止まるものにはあらず、即ち石槨を築き、石棺若しくは、陶棺・木棺等を埋藏し、曲玉・管玉・祝部土器等の如き副葬品を發見するところをいふなり（槨とは、支那にては、棺を藏むる箱の事をいふといへども、玆にていふものは、其れとは異にして、左右兩側を石にて積み上げ、上を石にて蓋したるものなり。底をしきといひ、小石を敷けるもあり、何もしかぬもあり。

塚穴

古墳の土が、自然にか、又は、人の堀りたる爲にか崩れて、石槨の口の露出したるものをいふ。

横穴

山や丘陵の中腹に、横に穴をうがち、底は平なれども、天井は、穹窿狀をなせり。

これは多く數多あつまりて在り。多きものは、數百、集まれるあり。埼玉縣下吉見の百穴の如きこれなり。此處には、實際發見せられたるもの、二百七十餘あり。

横穴は、昔は穴居のあとゝ言ひしが、其の痕跡なくして、人を葬りたるあとはあり。初めより葬穴なりしか、又は初めは住みて、死したる時、直ちに、此處に葬りたるか、明ならねど、初めより葬穴に造りしものとの說、有力なるが如し。

以下古墳に就きて、細說す。他の二つは、推して知るべきなり。

古墳の外觀に二種あり、

上圖の如く、石槨の外に、土を圓くもり上げたるを圓塚といふ。

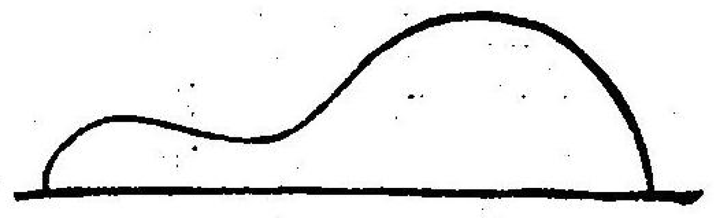

かゝる形のを瓢塚といふ。又車塚ともいふは、くびれたるところの兩側に、陪塚とてあるが、恰も車の兩輪の如く見ゆればなり。この陪塚は、殉死者を葬れるものなるべし。

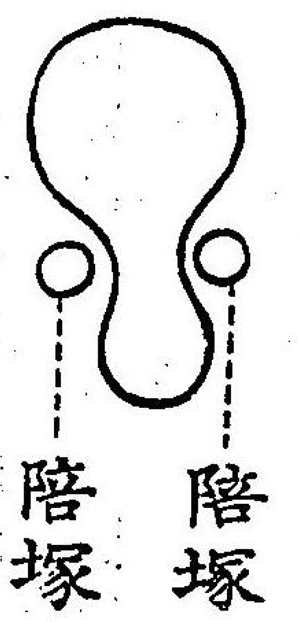

蒲生君平の山陵志に、瓢塚のことを、前方後圓と名づけたれど、こはあやまれり。時としては、前方後圓なるもあれど、悉く然るにはあらず。

古墳の內部

石槨あり。石槨は長方形なるが、普通なり。

內部發見物

棺あり。棺に三種あり石棺、陶棺、木棺なり。石陶二種は、形存すれども、木棺は、既に朽ちて見るべからず。ただ、時々、木片釘などを發見するによりて、木棺の在りしことを知るのみなり。

陶棺は、關東にはなく、畿內中國地方には在り。棺の外側に、一見、菊花の如き模樣あり。こは寶相華(からはな)といふものなり。是れによりて、其の棺の時代を知るべし。そは、元來、此の紋樣は、支那より傳はれるなり。支那にては、西清古鑑に、からはなは、唐の時(我が推古天皇の時に出來たる國)に出來たりとあり。これが、わが國に傳はれるは、唐以後なり。其の以前のものにはあらず。即ち、此のからはなあるは、推古天皇以後のものたること知らるべし。

人骨　古墳の內部よりは、一人の骨のみならず、二人三人より、多きは、十四五人の骨の出づることあり。これは、殉死者の骨の一處になりたるなり。

殉死は、垂仁天皇の御代に禁止せられしことは見ゆれども、此の風が、何時頃、始まりしか、また、我が祖先の固有の風俗なりしかは、明ならず。支那にては、早くより殉死行はれて、甚だ盛なりき。禮記檀弓篇に、「以殉葬非禮也」とあり。されど、こは事實を書きたるにはあらず。事實を書きたるは、史記秦本紀に「武公從死六十六人」又穆公の時「百七十七人」とあり。始皇帝の時「令後宮皆令從死」とあり。其の弊害慘憺たるものあり。されば、恐らくは、此の風、支那より、我が國に傳はれるには、あらざるか。

垂仁天皇の時、此の風を禁ぜられきと雖も、風俗習慣の如きは、一令の下、直ちに止む

べきにあらねば、殉死の事も、亦然りしが如し。其の證は、土偶の發見せらるる古墳より、多人數の骨の發見せらるゝあり。又、大化改新の詔に、殉死を禁ずることあり。垂仁天皇の時、全く止みたらば、此の時、又、重ねて禁ずる要なかるべし。そのこれあるは、かの時、全く止まざりしことを推知するに足る。

諸器具・裝飾品等も、亦發見せらる。是は、此の時代の習慣として、死者の、日常用ゐたる品を、屍と共に埋めたるによれり。其等の品々は、武具として刀劍（長くして反りなし。直刀なり。柄のさきに球あり。クブツヽイ（頭槌）又はカブツチといふは是れなり。鞘は内部木にして、外部は、銅に金を鍍金したるものあり）鉾・矢の根（鐵鏃、銅鏃）馬鐸（馬のむながひにつけたる筒狀のすゞ）馬鈴（しりがひに附く）轡、鐙（形、西洋鐙の如し）甲冑等あり。裝飾品には、曲玉、管玉、きりこ玉、ねり玉、腕輪（手纒又は釧といふ）金環、銀環（恐らくは、耳環となしたるならん）等あり。諸玉類は、くびかざり、手くびの飾、足くびの飾（之を足結といふ）等に用ゐたるなり。此の他、土器の日用品には、椀、瓶、高坏、壺、等の形したるものあり。

是等土器の特質は、鼠色にして薄く、質かたし。其の製法に二種あり。一は祝部土器と稱し、比較的に薄くして、内部滑かなり。一は、朝鮮土器といふ。厚くして、内部に同心圓の重れるかたあり。又、すかしの模様ありて、此の模様は、朝鮮式と稱するものなり。朝鮮にて發見する土器は、すべての點、全く此の朝鮮土器といふものと同じ。

外部發見物

埴輪　埴にて造りたるものにて、形には、人形、鳥獸、器物、笠の如きもの、土管形のものなど、種々あり。もと墓の周圍に廻らし立てたるもの故、埴輪といふ。一個々々をいふには、立物と稱すべきなり。質は、厚くして、脆く、色は赤し。

土管形の埴輪は、その形、地方によりて、同じからず。九州地方のものは、たけ低く、關東地方のものは、たけ高し。高きものは墓のめぐりに、玉垣の如く立てたるものにて、其の間々を棒にてつなげり。故に貫通したる穴あり。間々、孔の位置、貫通せぬものあるは、唯だ棒を通したる製法の形式のみ存したるにて、實際、棒をとほさざりしならん。此の種の土管は、其の用によりて、之を玉垣土管といふ。たけの低きものは、石槨の上に、築き上げたる土の、崩づるるを防ぐ爲め、土どめとして、用ゐたるものなれば、之を土どめ土管といふ。

土管を造れる原思想は、木の枝などを束ねて、土どめとなしたることなり。されば、其の痕跡をとゞめて、土管形のものの、縦の條は、木の枝をあらはし、横の太き條は束ね

たる繩をあらはすものなりといふ説もあり。

此の物は、殉死にかへたる土偶のありし以前より、在りしものならん。而して、野見宿禰は、之れを思想の本として、更に一變して、土偶を造り出したるものなるべし。

土偶も、また、古墳内部の發見物にして、當時の風俗、其の他歷史上の研究資料を供すること多し。土偶研究によりて、何事を知り得るか。一、よろひかぶとの形。二、顔を赤く染めたること。三、男女の髮の結ひ方（男のみづら及び椎結（此の椎結の内に、かけかへの弓の弦を藏す。之れを儲弦（おさゆづる）といふ。）　四、土偶にひげあるもの、甚だ少し。ひげあるは、滑稽の顔つきをなす。之れによりて、古代の人のひげたてざるが普通なりしを知るべし。　五、昔の女の髮は、垂れたるのみならず、今の島田わげ、銀杏返しの如く結ひたる、其の形も知らる。　六、衣服の着方（左衽なりし）　七、筒袖に褌を用ゐたること、　八、ひれの形　九、尚、此の他樣々のことあれど略す。

土偶は、唯、人の形にのみ造れるものか、或は殉死者の面貌まで似せたるものか、調査によれば、或土偶には、疣あるも、口のゆがめるもあり。こは普通の人形には要なきことなれば、實際死すべき人の寫生なりと論斷することを得べし。されば、土偶の價値は、更に大となりて、之によりて、昔の日本人の容貌體質も、大略、想像し得らるるものと謂ふべし。

古墳を造りたる時代

たしかにはわからねど、上は、神代の末より始まり、應神・仁德兩天皇の頃に、最も隆盛を極めたる如し。仁德天皇の大山陵及び應神天皇の御陵は、御歷代御陵中にても、最も雄大なり。欽明天皇の時、佛教傳來してより、佛教にては、厚葬を貴ばざるが爲め、上世の厚葬の風、衰へ、大化の新政に至り、墳墓築造に關する詔勅を發して、制限を立てられたり。其の詔勅中に曰はく「廼者我民貧絕專由營墓」「王以上之墓者（中略）役一千人七日使訖」「大禮以下小智以上之墓者（中略）役五十人一日使訖」と制限にして、尚ほ此の如し。其の以前に於ける盛大の狀、推して知るべし。

古墳を營むは、大和民族の特徴なり。これの多少によりて、大和民族の勢力範圍を知ることを得べし。此の風は、詔勅出でしより、次第に厚葬ならずなり、奈良朝時分に至りて、古墳築造の事、止みたるなるべし。

神代

神代の傳說に對する注意

神代のことは、荒唐不稽信ずべからざることとするものあれど、そは誤なり。神代の事を以て、悉く史實として、強ひて信ぜしめんとするものあり。これも亦誤なり。神代の事は、ある歷史事實を、婉曲に傳へたるものとし、強ひて人事を以て解せんとするものあり。是れも亦誤なり。是等のもの、いづれも、啻辭の性質を知らざるが爲めに、誤に陷れるなり。神代の事は、皆啻辭なり。純粹の史實にもあらず。悉く過たるものにもあらず。また、人事を婉曲に傳へたるものにもあらずして、實に太古の人の思想もて、言ひ傳へたる傳說なり。これを解するには、唯其の有りのまゝを解すべきなり。これによりて、其の當時の人の開化の程度を知るを得ば、それにて足れり。

附言小學校歷史科の初めに、鄉土史を授くるとて、其の地の歷史を授くるもの往々あり。これ大なる誤なり。普通の歷史上の智識を有したる上ならでは、かゝる教材は適せぬものなるを、準備時代に於て授けんとす。さればこそ、教師が苦心の度大にして、效果の收めらるゝことの少きなり。鄉土史としては、神代の事を授くるが、至當なるべし。神代史は、いづれの地に於てするも、皆鄉土史たり。其の性質上、恰當の史談(歷史と異なり)なり。小學校に於ける歷史科準備の史談としては、是れを授くべし、成るべく詳しく授くべきなり。

神の語意

一、新井白石の說　東雅卷四神祇の部に曰はく

上古の時、神といひしは、人なり。わが國の汎稱してかみといふは、尊尙の義なり。されば、君上の如き、官長の如き、皆これをカミといひ、近く身にとりても、頭髮の如きをいひ、遠きものに於ても、上なる處をさして、カミといふ。ましてや、この人の神聖なる、之を尊尙しては、カミといひ、又大カミとも、大ミカミともいひけるなり。

二、本居宣長の說　古事記傳卷三に曰はく

迦微と申す名義は、未思得ず(舊く說けることども、皆あたらず)さて、凡て迦微と古御典等に見えたる、天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御靈をも申し、又人はさらにもいはず、鳥獸木草のたぐひ、海山など、其餘、何にまれ、尋常ならず、すぐれたる德ありて、可畏き物を、迦微とは云なり。(すぐれたるとは、尊きこと、善きこと、功しきことなどの優れたるのみを云に非ず、惡しきもの、奇しきものなども、よにすぐれて、可畏きをば、神といふなり(中略)さて、神代の神たちも、多くは、其代の人にして、其代の人は、皆神なりし故に、神代と云なり。又人ならぬものには、雷は、常にも鳴神、神鳴などいへば、さらなり(中略)又虎をも、狼をも神と云ること、書紀萬葉などに見え云々)

三、チャンベーレンの説　（早く日本の文典など書きたる人、又、古事記を英譯したり、飯田永夫氏、此の英譯の古事記を、更に國語に譯したるが、日本上古史評論なり）

抑カミといふ適當なる意は、頂上、又は、上の義にして、今に通用せり。是より轉じて、頭髪の義となれり。是も頭髪にのみ用ゐて、顔の毛には用ゐず、又、世間一般に政府をオカミといふ。即尊稱にて、御上といひ、又數年前までは、官名に某の守といふことありしも、このかみの意なり。實にカミといへる語は、シユーペリオル、即尊長の意に外ならざるなり、（日本上古史評論に見えたる大意）

四、黒川眞頼博士の説

カミはクシビ（奇靈）といふことなり。上といへるは、其の意の轉ぜるにて、もとは、一つなり、（大意）

かゝる數説あれども、要するに、神は、上なり。場處に在りては、高きところ、時代にありては、舊き時、人に在りては、貴きところ、順序に在りては、初めをいひ、兄弟にありては、年長をいふなり。

神の原質

我が上代に於て、神として崇められたるものは、如何。

我が上代に於て、神として崇めたるものには、種々あれども、分類すれば、

一、祖先、

二、日月等の天體、雨風等の自然の現象

の二となる。此の二種の神に對する信仰、ここに相融合して、神代の傳説は出來たるなり。

神代の傳説は、一半は、高天原に關し、一半は、大八洲に關す。

大八洲の解

大八洲は、八大島の意にはあらず。八大島として解かんとしたるがため、不都合を生ずるなり。やはいやの約なり。多くを意味する語にて、大八洲とは、多くの島といふこと。更に我が國土といふことなり。

高天原の解

傳説のまゝに考ふるときは、高天原は天上なり。されど、其の傳説中、山川草木禽獸あること、此の國土に異ならず。依りて、其の位置に關する説、種々出て來れり。これを大別すれば二つとなる。即ち一、天上説。二、地上説、これなり。天上説は、古くは、釋日本紀日本紀纂疏等に見え、近くは、本居宣長の熱心に唱道したるところにして、以後、國學者

の多く賛するところなり。地上說は、又、わかれて、日本國內說と、海外說との二となる。國內說には、山崎闇齋・谷重遠・河村秀根・伊勢貞丈等の大和說あり(秀根の書紀集解中に曰はく、蓋、古の𦾔、皇都をいひて天となす。天照大神の都ありし處、即ち大和なり。大和を天となすは、此の理なりと)新井白石の常陸說あり。多田義俊の豊前豊後地方說あり。海外說にも、朝鮮說、支那說、南洋說、バビロン說、シリア地方說、マレー說等あり。以上諸說、これを表示すれば、左の如し。

- 高天原
  - 天上說
  - 地上說
    - 日本國內說
      1. 大和
      2. 常陸
      3. 豊前豊後地方
    - 海外說
      1. 朝鮮
      2. 支那
      3. 南洋
      4. バビロン
      5. シリア地方
      6. マレー

かく、多くの說あれど、是等の論評、及び決定は、思ふところありて略す。

我々は、ただ、吾等の祖先が、皇室の御供して、高天原といへる處より、此の國土に來りたるものなることを知りて滿足すべきなり。

出雲種族

素戔嗚尊は、早くより出雲に住みて、しばしば、韓土と往來せりといひ傳ふ。素戔嗚尊の子(古事記によれば、六世の孫なり)大國主命、武勇にして、土人を征して、これを服し、地を拓き、民を愛し、醫藥禁厭の法をも敎へたり。かく、一方には武勇を示し、一方には、愛を以て、民を懷け、出雲を根據として、四方を平定し、恩威、遠近に及べり。

大國主の國讓

天照大神、豊葦原瑞穗國を、御子に治めさせんとし給ひしが、早く大國主命が、出雲に居るを以て、使者を遣はされて、國土を獻ずべき旨を諭されたり。然るに使者となりし者は、大國主命の威勢に恐れ、或は阿附して臣となり、使命を果たさゞるものありければ、更に武甕槌命を遣はされたり。此の命は、大國主命に、命を傳へ、命は、承知したるに、其の子に從はざる者ありければ、之と戰ひ、北ぐるを追ひて、科野國之洲羽海(信濃國諏訪湖)にて、遂に屈服せしめたり(武甕槌は、常陸鹿島神宮にまつらる。神宮とは神社より一段上なるものなり)

天孫降臨

是に於て、天孫降臨の擧あり。其の降臨の地は、日向の高千穗の峯なりと傳ふれど、其

の位置につきては、議論あるべし、今日の西霧島山なりとの説あれど、此の地の様子より考ふるに、始めて來れる人類の入るべき地にあらず。殊に天孫人種の特徴たる遺蹟、其の邊に於ては、見るべからずして、反りて石器時代の遺蹟多し。こは何等かの新解釋を要することとなるべし。

按ずるに、日向は、今の日向の範圍と同じからずして、九州南方一帶の地の總稱なり。天孫は、高千穗降臨の後、國見し給ひ、吾田國笠狹碕に至りて、詔のりたまはく、此の地は、韓國に向ひて、朝日の直刺國、夕日の日照國なり。甚だよき地なりとて、此處に止まり給へるより推して、高千穗の宮といふは、今の薩摩國吾田郡加世田港附近なるべきを知る。

これより三傳して、神武天皇に至る以上をすべて、神代といふ。

耶麻止朝廷振興時代

神武天皇

天皇といふ稱號の解

第一代の天皇を、神武天皇といふ。(代と世とは、本來の意味には、相違あり。周禮の註に「父死して子立つを世といふ」とあり。代は、更の義なれば、更はりさへすれば、代は、かはりたるなり。

即ち次表の如し。

第一世 父 第一代
第二世 子 第二代
第二世 子 第三代

(わが國の歷史家にて、これを使ひわけたるものあり。北畠親房の神皇正統記は、即ちこれなり。教授上にても、使ひわくるを可とすべし)

我が國にて、一天萬上の君を稱するに、天子、天皇、皇帝の三つを用ゐることは、大寳令(文武天皇大寳元年に成る)儀制令にあり。こは支那に倣ひたるなり。

支那にては、何時頃これを用ゐ始めたるか。天子の稱號は、古し。禮記曲禮の篇に「天下に君たるを、天子といふ」とあり。これ、彼の國にて、此の語の、書に見ゆる始めなり。皇帝の稱號は、秦の始皇帝に始まれり。即ち親ら三皇五帝の德を兼ねたりとて、然かいへ

りしなりまた天王と稱することは、春秋に見えたれど、天皇とかくは、後世までものに見えず。唐書卷三高宗紀に「上元二年八月壬辰、皇帝稱天皇、皇后稱天后」とある、これが始めなり。わが國にては、之に倣ひて、天皇と稱したるなり。此の三の使ひわけ、古はありたれど、今は全く廢せられ、帝國憲法の定むるところによりて、總て天皇と稱することとなれり(外交文書に、皇帝と用ゐるは例外なり)

御諡號論大要

御諡號には二種あり。國風諡、及び漢風諡なり。たとへば、文武天皇の御代に、持統天皇に諡を上りて、大倭根子天之廣野日女尊といへるは、國風諡なり。漢風諡は、支那風に倣ひたるにて、其の制は大寶令に於て、始めて定められたるなり。即ち神武以下、漢語を以て名づけまつれるもの是れなり。

神武天皇以下數十代の漢風諡は、何時、誰が定めたるか。これには論多し。釋日本紀によれば「神武等諡名者、淡海御船、奉勅撰也」とあり。甘露寺親長卿記には(應仁亂の少し後の人)「神武已來至文武四十二代者是淡海公所製」とあり(淡海公とは藤原不比等の號なり)本居宣長は、古事記傳卷十八に、釋日本紀の説に同意して、まことに然るべしといひ、尚其の撰みたる時は、桓武天皇の朝なりといへり。伴信友の比古婆衣の古事記傳漢様御諡附考に、宣長の説の不完全を認め、近くは、飯田武郷氏書紀通釋に於て、淡海御船が、桓武天皇の朝に撰せることとの不都合なるを論ぜり。其の説の大要は、天平勝寶三年十一月淡海御船の撰せる懷風藻の序に「作者六十四人具題姓名並顯爵里冠篇首」とあるが、この書には、文武天皇と明かに題せる御製の詩三つ載せたり。天平勝寶三年十一月は、孝謙天皇の御代にして、桓武天皇より前なれば、桓武の時撰べる御諡號の其の前なる孝謙の時の書に出づべき筈なしといふにあり。されば、藤原不比等が、神武天皇より文武天皇まで、四十二代をえらび、其の以後、光仁天皇までを御船の撰びたるものにてあらんか。

東遷の御順路

神武天皇は、高千穗宮(今の薩摩國加世田港)に、皇族を集めて、中國を平定せんことを議せられ、彌々御船にて出發し給ふ。其の御順路、日向—速吸門—菟狹—岡之水門(今の筑前山鹿)—多祁理宮(今の廣島の少し東)—高島(吉備 今の地名未詳)—浪速。これより、流に溯りて、河内日下の蓼津に着き給ふ(日下の蓼津は、神武天皇の上陸點にして、大切なるところなり。本居宣長は、今の和泉國大鳥郡の中ならん。古くは、和泉國は、別に置かれずして、河内の内にふくまれたりといへり。されど、こは誤なり。按ずるに、今の河内

國中河內郡日根市村大字日下の地なり。蓼津は、盾津、また、草香津と稱し、草香江を絶れる津なるべし。草香江の址は、今日根市村の西に在り。その流を溯られたるは、浪速より今の淀川及び舊大和川を溯られたるならん。蓋し今の大和川は、大和より西に流れて、河內和泉を經、堺港の北にて、海に入れども、此の川は、元祿十六年十月、德川幕府が、大工事を起して疏導したるものなり。其の以前は、柏原の近傍より、西北に流れ、大坂の一角にて、淀川に入れるにて、即ち神武時代に於ては、浪速と河內とを連續したる河なり。天皇は、實にこれを溯り給ひたるなり）

河內大和の境に、山脈わたれり。これを踰えんとし給ひしに、孔舍衙阪（今の暗峠）にて、長髓彥の抵抗に逢ひたれば、これより引きかへし、紀伊を迂回し、熊野路より、深山幽谷をわけて、大和に入り、行く〳〵土賊を平げ、遂に長髓彥を攻め亡ぼして、全く大和を平定せられたり。

登美君長髓彥

登美も長髓も、共に地名にして、同地を指す。彥とは、男子の美稱なり。故に登美彥とも長髓彥ともいへり。此の人物の素性は、明ならず。早く大和に下れる饒速日命を奉じて、皇師に抗したるなり。

登美の地、普通には、神武天皇が、即位後、靈時（時は、まつりのにはにて、齋場なり。文選の司馬相如封禪文の中の「濯々之麟游彼靈時」とあり。其の孟康の註に「時、神靈之所止也」とあり）を立て給ひし鳥見山今の大和國磯城郡外山村にありとなせども、實は然らず。長髓彥のよりし登美は、倭名抄中に、添下郡鳥貝郷とある地、是れなり。蓋し貝は、見の誤寫ならん。此の地は、鳥見小川の上游にて、今の北大倭村大字富雄村なり。河內より暗峠をこゆれば、直ちに此處に出づるなり。

饒速日命の出自

饒速日命の系統は、記・紀には見えず。天孫本紀に出でたり。これによれば、天忍穗耳尊の御子なり。早く大和國に下り、長髓彥の妹御炊屋媛（姫媛共に女の尊稱なり。尊きを姫とし、媛は、之れに次ぐ）を娶りて、可美眞手命を生めり。

即位

長髓彥を亡ぼして、大和を平定し給ひしかば、乃ち即位の式を行ひ給ふ。是れ辛酉の年二月十一日なり。即位の式の委しきことは、古語拾遺に出でたり。

諸臣に職をわかたる

即ち天種子命・天富命をして、祭祀を掌らしめ、道臣命・大久米命をして、宮門を護衞せ

しめ、可美眞手命をして、殿内を宿衛せしめ給ふ。

地方の政治

國縣に國造、縣主を置きて、地方の政治を掌らしめ給ふ。しかし、當時は、大和を平定したるのみにて、日本全國を平定したるにあらず。從ひて、國造・縣主は、大抵、大和の内にかぎられたるものにて、日本全國に置かれたるにはあらず。國造本紀に據れば、河内・山城・伊勢・紀伊・宇佐の國造、對馬の縣直等も、置かれたるなり。

國造・縣主は、官にあらず、又位にあらず。後に詳しく述ぶるを以て、此處には略す。

出雲種族との融合

神武天皇御即位の後、出雲種族より五十鈴姫を迎へて、皇后となし給ふ。五十鈴姫の事、古事記には、大國主命、即大物主命の女とあり、書紀には、事代主命(大國主命の子)の女とありて、定かならねど、兎に角、大國主命の近き血統たるは明なり。こは出雲種族の勢力强大なりし爲め、これと融合をはからんとて、御結婚あそばされしならん。

崇神垂仁兩天皇

闕史時代

綏靖より開化まで、八代間は、闕史時代なり。出來事なきにはあらざりしならんも、傳へなければ、考ふるよしなし。

皇化の及べる範圍

神武天皇、大和を平定し給ひて、既に皇基は立ちたれども、王化の及べる範圍は、蓋し、大和近傍に過ぎざりしならん。天富命を、阿波、及び房總地方につかはし、粟麻穀等を植ゑしめ給ひしことは、神武天皇の時の事なれど、是を以て、直に四國より房總地方にまで、皇威の普及したるものと速斷すべからず。其の後の八代の天皇の御名に、ヤマトを負へるが多きを見れば、皇威は、なほ、大和以外には、ひろく及ばざりしものと想はるるなり。

阿波・安房は、粟を植ゑしよりの名にて、同じ起りを有する國名なり。上總下總は、初めは總といひしを、後に上下に分ち、轉呼して、今唱ふるごとく言ふに至れり。總は、麻なり。古語拾遺の註に、古語に、麻これをフサといふとあり。古く木綿とかけるは、ユフにて、穀即ち楮の皮をはぎて製したるものなり。それにて織りたるを栲とい、ふにぎたへ、あらたへなど是れなり。木綿(もめん)は、秀吉征韓の時、種子を持ち來りて、九州に植ゑたるものにて、いたく後世のものなり。

崇神天皇の天業恢弘　四道將軍

皇化の及びし範圍、大和近傍に限られたるもの、崇神天皇に至りて、大に恢弘せられたり。其の著きは、四道將軍の派遣なり。古事記には、孝靈天皇の時、吉備津彦を吉備につかはし、崇神天皇の時に至り、他の三人を、それぞれ各地につかはされしことと傳へ、書紀には崇神天皇の時、四道將軍を派遣せられたる様記して、その記事一致せず。按ずるに、四道將軍の派遣の如きは、大事業なり。かゝることが、突然、一度に擧行せらるゝは、疑ふべき點なきにあらず、されば、孝靈天皇以下、崇神天皇に至るまでの間に、追々になされたる事をまとめて、崇神天皇御一代の時の如く、言ひ傳へたるにはあらざるか。

豐城入彦の東方鎭撫

崇神天皇は、其の後、更に皇子豐城入彦をして、東國を治めしむ、是れ即ち上毛野君、下毛野君の祖なり。此の後も、東方鎭撫として來られたる皇族、多く兩野地方に居る、是れ此の地が、大和民族と蝦夷との勢力範圍の境界なればなり。此の地方に、大和民族の特徴たる古墳多きも、亦これが爲めなり。是れよりして、皇化次第に邊陬に及べり。

崇神天皇の敬神

崇神天皇は、また神祇を尊敬する念厚くして、天社國社を定め給ひ、又、三種の神器と殿を同うするが爲め、神威を瀆さんことを恐れ給ひて、鏡劍を大和笠縫邑(此地今未詳)に遷して、皇女豐鍬入姫をしてまつらしめ、殿内には、模造の鏡劍を置かる。踐祚のしるしとして傳へらるゝもの、即ち是れなり。　豐鍬入姫をして、鏡劍をまつらしめ給ひしは、齋宮の始なり。かく未婚の皇女をえらび、大神宮に侍らしむることは、朝廷の御大事なり。初めの間は、斷續ありしが、第四十代天武天皇よりは、斷ゆる時なくつゞきて、後醍醐天皇に至れり。(齋宮の事、群書類從中の齋宮記に委し)

踐祚と即位

古くは、二者區別なし。令義解に「天皇即位謂之踐祚」とあり。令集解も同意なり。標註職原抄校本別記にも「踐祚は即位の事なり」とあり。然るに、天智天皇に至り、御母齊明天皇崩じ給ひしに、天智天皇は、六年間、皇太子にて政を執り、さて後即位し給へり。是に於て、二者の區別を生じ、踐祚は、新帝が、先帝の後をつぎ、三種神器を受くる儀となり、即位は、天下萬民に告げたまふ大禮となれり。

課税、みつぎの語意

崇神天皇の御代、始めて男女に調役を課したり。

此の事、古事記には、調(みつぎ)をたてまつらしむとあり。書紀には、調役を課すとあり。

書紀のは漢語の口調の上よりいひたるにて、此の時のには、役はなし。又、調とても、後世の調とは、異なり。男の貢するを、弭の調といひ、女の貢するを、手末の調といふ。弭は、弓の部分中最も大切なるところなれば、これをあげいひて、弓をあらはしたるにて、弓を以て、獵し獲たる獸皮、角の類をたてまつりたるなり。手末の調とは、女子の手先にて作りたるもの、即ち織物の如きを貢するなり。

調の事、本居宣長は、古事記傳に於て、調の制を立てたるは、此の時がはじめてなり。されど、民のほどほどに從ひて、ミツギを上れることは、此の時以前よりありたらんといへり。

黑川眞賴先生は、之に反し、これまで、人民の貢を上れることは、なかりしなり。其の理由は、我が國にては、太古は、上御一人より、下人民に至るまで、皆農業に從事し、君といへども耕作して、辛苦を民と分ち給へりしなり。其の例證尠からず。民より上つる貢を待て、それによりて、日常の用を辨じたるにはあらず、故にミツギの事は、全く此の時、はじまりたるなりといはれたり。

みつぎの語意につきても、論あり。

本居宣長は、ミは御なり。ツギといふ言は、ツグといふ言を名詞にいひたるなり。ツギとは、ツヅクル意なり。これに漢字をあつれば、御供給なり。即ち朝廷にて御入用のものを、人民にてつゞくるなりといへり。この意味にては、俗言に、人に物をみついでやるといふミツグと同意なり。

黑川眞賴先生　みは御なり。我が國體よりいへば、朝廷の御入用をはかりて、民のつづくるといふは合はぬことなり。ツギは、いつき(齋き)の畧にて、大切に思ひてつかへることなり。齋きたてまつらんとて献上することなりといはれたり。

勸農

崇神天皇は、大に農事に御心をよせられ、各所に池溝を掘りて、灌漑の便を圖り、民を導びき給ひしかば、民、よろこんで、其の德に服し、御肇國天皇と稱し奉れり。御肇國天皇とは、神武天皇を申せるは至當なり。崇神天皇をもかく申すは、耶麻止朝廷振興の御事蹟に富めばなり。

垂仁天皇の民業奬勵

次の垂仁天皇も、亦御心を農事に用ゐられ、諸國に八百餘處の池溝を掘らしめて、灌漑の便をはかり給ひき。

伊勢大廟及び齋宮と祭主

垂仁天皇の御時、鏡劒を大和笠縫邑より伊勢の五十鈴川上の地に遷して、これをまつり、皇女倭姫命をして齋きまつらしめ給ひ、更に天兒屋根命十世の孫大鹿島命を祭主とす。祭主は、神官の長なり。又祭官とも書く。北畠親房の書ける神皇正統記には祭官とありて、職原抄には、祭主とあり。祭官と祭主と異なるものを指せるにあらず、國語にては、マツリノツカサといひしならんか。もと甚だ重き職なりしが、後世に至りてはさまでにはあらざりしが如し。藤原良基の百寮訓要抄に「今は、一向地下のものにてあるなり」とかゝれたるを想ふべし。

内外宮の稱

内宮外宮の稱は、何時より始まりしか。日本紀略、朱雀天皇天慶五年四月十四日の記事に「内外宮稱宜敍爵」とあり。されば、此の時には既に内外宮の稱ありしとは知らるれど、此の時始まりしにはあらず。神名秘書によれば、村上天皇の時に始まりたりとして「皇大神は、奥にゐますが故に内宮と申し、豐受大神は、外にゐますが故に、外宮と申すなり」とあれど、此の書は、確實のものにあらざれば、強ちに信ずべからず。

遷宮

神殿を造りかへ、神座をうつし奉るを遷宮といふ。此の式は、一定の期年ありて、其の年を式年といふなり。二十年に一度を普通とす。事の起りは、壬申の亂に、天武天皇の、斯くせんと御誓願なし給へるが始めなり。されど、天武天皇は實行し給はずして崩じ給ひ、次の持統天皇に至りて實行し給へるなり。爾後、此の定めに從ひ來りしが、後には二十一年にてせしこともありき。足利幕府の末年に至り、是等の制すたれたりしを、織田信長再興し、德川氏に至りては、幕府より、造營料を獻じ、二十年制を實行しつゞきたれり。

伊勢大廟の制は、太古の宮殿の風を、其のまゝ今日に傳ふるものなり。熱田神宮も然り。たゞ材料の良好、工作の精巧、裝飾の附加を異なる點とするのみ。

東西征伐

耶麻止朝廷振興し、皇威遠境に及びしかば、つひに西に於ては、熊襲と、東に於ては蝦夷との衝突を見るに至りたり。

(一) 熊襲征伐

熊襲の名義に關する諸說

本居宣長は、クマとは、其の國人の勇猛を意味す例へば、くまわし、くまたか、くまわになどといふが如し。ソは、イサヲ(勇男)を約していひたるにて、其の國人の勇猛剽悍な

るが故に、かくは名づけたるなりといへり。

八田友紀は、クマにつきては、宣長と同說なり。ソは、オソの約なり。オソとは、山嶽の重疊せる有樣をいひ表はす語なれば、其の勇猛なる住民と、地勢とによりて、かくは名づけしなりと說けり。

青柳高鞆は、地名より起りたるならんといへり。即ち肥後の球磨、大隅の噌唹兩地方の名を結合したるにて、種族の勇猛なるには、何等の關係なしといへり。

阿部弘臧氏は、クマは高麗の轉訛なり。クとコとは同行音なるを以てなり。ソとは、エゾのソと同じく、日本語のシコの約りしものなり。もと、此の人種は、高麗民族が渡來せしものなりといへり。たゞし此の以前にも、高麗人說あり。蒲原裕の顯承述略の如きは、即ちそれなり。

近藤芳樹の征韓起原には、クマソといふは、ソといふ國に住みて居る猛き民族を、他よりかく名づけたるなり」とあり。

沼田賴輔氏は、クマは、勇猛を意味し、ソは、南洋のボルネオ島のソウSow族の轉住したるならんといへり。

要するに、諸說紛紛として、定まる所なし。

熊襲は、何種族なるか。

國學者の說

我が舊記(書紀と新撰姓氏錄)には、火闌降命(彥火々出見尊の兄)の裔なりとあるを信じて、我が大和民族と同人種なりとす。

阿部弘臧氏は、高麗民族說を唱へたれど、證據甚だ薄弱なり。

今泉定介氏は、晉書に(倭人黥面文身自謂太伯之裔(太伯は、吳の太伯なり。吳は春秋時代、支那南部に國せるもの)とあるを根據として、倭人とはクマソを指す。クマソが即ち太伯の裔なり。吳王夫差は、越王勾踐に破られて死したりとあるが、實は我が國に來りて、クマソの祖先となりしなりといへり。この說も、證據甚だ薄弱なり。

因に云ふ。林羅山は、右太伯之裔云々の記事を基として、神武天皇論を書き、天皇をば、吳の太伯の裔なりと論じたり。山崎闇齋は、文會筆錄に於て、松下見林は、異稱日本傳に於て、吉見幸和は、國學辨疑に於て、いづれも、この說の妄を辨じ、また餘蘊なし。

沼田賴輔氏は、前にて述べたる如く、Sow族渡來說を唱ふ。この說も、なほ研究の餘地を存すれば、直にこれと斷定すること能はざれど、クマソが南方渡來の種族なるは、疑なきが如し。

三宅米吉師は、實に南方渡來說の唱首なり。その說に、クマソ地方は、古より潮流の作用によりて、南方人種が、屢、漂著せし地方なり。なほベルツ博士(大學雇敎師)等が、多くの日本人の身體を診檢したる結果によるに、九州南部地方に住居する人の形體骨格は、頗る南方人種に類似すとのことなれば、クマソは、南方より渡來せし人種にして、大和民族にはあらずと。要するに、沼田氏の說も、この說を祖述したるものなり。三宅師の說は、實に卓說といふべきなり。

熊襲の割據せし地方

熊襲の割據せし地方は、今の大隅・薩摩、及び日向・肥後の南部地方なり。古事記の伊弉諾尊・伊弉冉尊が、大八洲を生みなされたる條を熟讀せば、解する事を得ん。九州の南部は、我が皇室の御祖先の降臨せられし地方にして、最も早く皇化に浴せし地方なるに、いつ頃よりか、かゝる人種が渡來せしか、明かに知る由なし。或は、想像を逞しくして、神武天皇の御東征は、クマソと衝突の結果にあらずや、また、彦火々出見尊と火闌降命との爭ひも、熊襲と大和民族との衝突にはあらざるかなどいふものあれど、もとより取るに足らず。

神武天皇東征後は、大和朝廷振興時代にして、振興の事蹟には富めども、專ら內治に急にして、九州地方の如き邊陬の地は、一時、熊襲人種の占有に任かせられたるもの、如し。國史には、御東遷後の九州地方に關しては、少しの記錄をも止めず、全く調査の材料とすべきものなし。ただ僅かに、漢書・後漢書・魏志等、支那の載籍に、我が國に關する記事あり。殊に魏志に載する紀行文は、比較的に精しく、參考に資すべし。是等の書によるに、當時、九州には鯨面文身の異族ありて、頗る强勢なりき。此の異族は、即ち熊襲ならん。

また、九州の北部には、熊襲以外の先住人種、居住したるものなるべけれど、支那の書には、悉く鯨面文身の異族の占據したる樣記せり。魏志には、この鯨面文身の種族の居住したりといふ國名をも列記せり。即ち對馬・一支(壹岐)末盧(松浦)伊覩(怡土)奴(筑前那珂郡)不彌(筑前糟屋郡宇美)設馬(薩摩)邪馬臺等は、その主なるものにして、此の中、最も强大なるものを邪馬臺とす。

邪馬臺は、支那人、之を女人國と呼び、上に女王を戴き、九州全部の覇者なりとす。又、伊覩國とは、即ち後の怡土國造の國なりと想像せらる。其の伊覩國は、魏志の記事によれば、女王の命を受けて、九州北部の諸國を率ゐ、また、海岸の諸津を管轄して、勢力あり。諸國、皆畏れ憚れりといふ。

從來、邪馬臺を大倭とし、女王を神功皇后となせるものあり。邪馬は、ヤマと讀む事を得れども、臺をトと發音する所以を知らず。臺をば、タといふ音にあてたる例はあり。即ち明の居申のものせる海東諸國記には、我が博多を覇家臺と書せり。また、支那の北史には、邪馬臺に代ふるに、邪馬堆を以てす。堆は、蓋しタならん。されば、邪馬臺の臺は、タの音を示すものならん。舊說の如く、ヤマトと讀まずして、ヤマタと讀む方然るべし。そのヤマタは、魏志の卷三十倭人傳の記事によりて、推測するに、大隅の山田地方ならん。即ち今の大隅の國山田地方は、熊襲の本國なり。

景行天皇の親征

日本書紀には、景行天皇御親征の記事、甚だ委しけれど、古事記には、この事なし。また、書紀には、日本武尊の熊襲征伐を記すること、甚だ簡略なり。よりて、惟ふに、景行天皇の御親征は、御子日本武尊の西征と同一事なるを、後世、別々に語り傳へしならんか。然し小學校兒童には、此の如き事を授るの要なきは、勿論なり。

日本武尊の熊襲征伐前に、景行天皇は、武内宿禰を東北に遣はして、その地形人情等を視察せしむ。其の復命は日本書紀に載せて、甚だ委し。即ち、東夷の中に、日高見といふ國あり。その民、男女共に椎結文身し、極めて勇悍なり。これを總べて蝦夷といふ。土地、肥えて廣し。擊ちて取るべし」と。なほ、書紀の記事を熟讀せば、その風俗習慣等をも知ることを得べし。ここにいふ蝦夷は、即ちアイヌの祖先なり。

蝦夷の强悍なることは、熊襲にも過ぎたり。故にこの種族は、吾人の祖先の發展を妨げたること、多大なるべし。今こそ、生存競爭に敗れて、北海道に餘喘を保てるあはれなる種族に過ぎざれども、當時は、陸梁跋扈を極めて、東は利根川、北は信濃川を界とし、時に、その以南にまで、侵入せしことあるなり。されば、後世、鈴鹿・不破・愛發の三つの關を置きしも、全くその侵入に備へたるものにして、西方には、かかる設備はなかりしなり。

さて、武内宿禰の復命せし日高見は、蝦夷の本國なること、明かなり。其の所在は、今の何れの地なるか。常陸風土記(古風土記にして元明の御代和銅年間に成る)には、常陸の信太郡とせり。延喜式の神名帳(上野の式內十二社といふも、延喜式の神名帳內にある神社の意)には、今の陸中の桃生郡に日高見神社あることを載す。武內宿禰の復命せし日高見は、これと何等かの關係ある如く想はる。

近く北澤正誠氏は、地學協會雜誌に於て、日高見は、一郡二郡の名にあらずして、當時の蝦夷の異名なる故、常陸以東、磐城・陸前等の地、後に東蝦夷といひし所の總名なる

べしと說けり。

中山再次郎氏は、史學雜誌に於て、宣長の古事記傳中に「日高見の國とは、何處にまれ、廣く平かなる處をいふ」とあるを基として、種々の證據をあげて、仙臺米を產する平野一帶の地をいふならんと、頗る精細に論ぜられたり。

久米邦武氏は、中山氏の說を賛成して、よく理に合ひし說なりといへり。

以上、何れの說に從ふべきかといふに、日高見とは、延喜式大祓の祝詞に「大やまと日高見の國をやす國と定めまつりて」とあれば、大和をも日高見といひしならん。されば、日高見といふは、一地方に限られたる名には非ずして、普通名詞なり。即ち山遠く平かにして、廣きところは、日高く見ゆるものなる故、一般に遠く眺望のひろきところをさして、いひしならん。

然らば、武內宿彌の復命せし日高見は、何處なるかといふに、中山氏の說、最も適當にして、日本武尊は、宮城野地方まで征伐せられしなり。

北上川の北上は、日高見の轉訛せしものならんなどの說もあるなり。

日本書紀には、日本武尊のおかくれ遊ばされしを示すに、崩の字を用ゐたり。これ、尊の御事業の偉大なりしが爲に、特に用ゐしものと思ふ。序にいふ。古は、皇后には、崩字を用ゐずして、薨の字を用ゐられたる例、尠からず。書紀には、尊の崩御の御年を三十とせり。然れども、其の前後の記事によりて考ふるときは、三十二となる。故に三十は誤りにして、三十二を正しとすべし。

日本書紀によれば、尊は、東征を終へて、歸路、常陸より甲斐に至り、それより武藏を經て、上野の碓氷峠に出て、アヅマハヤと嘆ぜられきといふ記事あれども、古事記には、相摸足柄の坂本に至りて、東方に向ひ、アヅマハヤと三度嘆かれたりとあり。地理によつて考ふるに、記の說正しからん。常陸より甲斐を經て、信州に通ずることは得べきも、甲斐より上野の碓氷峠に通ずる山路は、今なほ通行困難なれば、こゝを通られきといふは、覺束なし。

今にても、箱根の北方にウスヒといふ山あり。それら混じて書紀の傳ふる如き說となりしならんか。

景行天皇は、尊の崩御せられしを嘆かれて、永く後世に尊の功名を傳へんとの思召にて、御名にちなみ、武部といふものを置かれたり。

古、天皇・皇后・皇太子・皇子などにて、御子なきときは、其の御名を永く、後世に傳へんとて、御名を負はせたる民の組をたて、御子代の民といへり。例へば、清寧天皇が、皇子な

くして、白髮部を設けられたる如き是れなり。日本武尊は、御子在せども、其の御事蹟を後世に傳へん爲めに置かれたるなり。和名抄を見るに、この御名代ならんと思はるる地名、數多あり。就きて見るべし。

さて、御名代の民の調役等は、その御名の主、若しくは、其の子孫の御入用にあてられたるものならん。即ち御名代の民の置かれたるは、其の人に、土地と人民とを賜へるに同じきこと、恰も封建時代に、封土を與ふるが如きなり。

東方經營　日本武尊の崩御後、天皇は、東國を御巡行あそばされ、後、豊城入彦命の曾孫御諸別王を遣して、これを鎭撫せしめられたり。是れより、皇威益々擴張せられ、第十三代成務天皇の御代に至れり。成務天皇は、大に守成の業をなし、内治に力め、山河の形勢によりて、國縣を分ち、國造・縣主・稻置等を增置せられたり。是に於て、大和民族の威、隆然としてあがり、耶麻止は、つひに日本全國の稱たるに至れり。利根川は、大和民族と、蝦夷人種との勢力の界限なりし故、大和より來りて、東方經營の任に當られし方は、多く上野下野地方に居られたり。兩毛地方に、古墳の多きも、蓋しこれが爲めならん。

國造縣主稻置別

(一)國造、

國造名義

クニの語意につき、古來の學者の説を紹介せん。賀茂眞淵の久爾都知考の中に「クニといふ名は、限りの意なり。東國にて、垣をクネといふにて知るべし」といへり。本居宣長も、古事記傳卷七に於て、眞淵と同じ説明を試みたり。栗田寛先生は、國縣里村の制といふ論文に「國は一區域をなせる限りの意なり」とて、これを詳論せり。新井白石の東雅卷三地輿の部には、「國の義、詳ならず。古語には、クムとも、クモとも、クともいひけり。クニとは、猶土といふ義理の如くなり」と見えたり。國の大小廣狹等につきては、一定の制なし。故に十分明に之を知るを得ず。ただ、山河の形勢等により、自然の境界に從ひて區劃したるものゝ如し。其の廣大なるは、其のまま後に一國とせられたるもあれど、その小なるものに至りては、一郡、又は一鄕位に過ぎざるものもあり。要するに國は限りの意にて、廣狹いづれも一區域を表はす語なれば、專ら行政上の便をはかりての區劃にはあらざるべし。次に造をミヤツコと訓むと、ただツコと訓むとの二説あり。眞淵は「國造をクニツコと訓みて、其の國を創めし意にて、即ち造るといふ語なり」と説けり。秋山章(伊豆の人)も、眞淵と説を同うし、其の豆州志稿に「我れ思ふに

太古草昧の時、民皆禽獸の如くなりしを、國造、爲に住居を定め、家屋を造營し、衣服を製し、田を開き、田作ることを敎へ、其の民を世話して、一國を仕立つることをなしたれば、國造といふといへり。この說、從ひがたし。日本書紀を見るに、國造をクニノミヤツコと訓ませたるが多く、クニツコと讀みしは、甚だ稀なり。造といふ漢字の意味より推せば、ツコ說、信じ易きに似たれども、實は然らず。若し造る意なりとせば三枝部造、伴造などの造は、いかに訓むべき。眞淵もこれには、窮したるものと見え、三枝部造、伴造の時のみミヤツコと訓むこととし、朝廷の宮を造りし功によりて賜はりたるカバネなりといへり。不都合極まる說といふべし。

谷川士淸は、書紀通證に於て「國造をば、クニノミヤツコと訓ず。國の宮司の意なり」といへれど、亦取るに足らず。蓋し此の說は、後世の國造、即ち神事を掌れる出雲國造の如きものを基礎とし論じたるものにて、時代の前後により、同じ國造といふものにも相違あるを辨へざるものなればなり。本居宣長は、古事記傳卷の七に於て「造は御臣なり」とて、これを詳論し、本居內遠の和歌の浦鶴にも「ミヤツコの語は、御臣の意なりとし、なほヤツコは、家つ子の意にて、後世の家子と等しく、譜代の臣の事なり。即ち天皇が臣下を親しみて宣ふ語なり。これにミといふ美稱を付したるは、其のヤツコを他より崇めて言ひしなりと說けり。すべて古は天皇に對し奉れば、上大臣より下庶民に至るまで、皆ヤツコなり。國造も國を治むる御臣の義にて、クニノミヤツコと訓むべきなり。

國造の職掌

國造の職掌につきては、說、甚だ多し。これを綜合すれば、左の三說となる。

(1) 其の國の上として、其の國を治むるものにて、後世の大名の如しとは、新井白石の白石遺文、本居宣長の玉勝間、栗田寛先生の封建考等に說ける所なり。

(2) 國中の神祇祭祀の事を掌り、兼ねては、民事を治むるなるべしとは、荻生茂卿の南留別志、伊藤東涯の制度通等に說ける所なり。

(3) 神事に屬する輕き職にて諸侯の類にあらずとは、菅晉帥(茶山)の福山志料に說ける所なり。

右の諸說中、後世の大名の如しといふ第一說を取るを可とすべし。余は、若溪會の雜紙「敎育」の第二號より第十號にわたりて、この事を詳論し置きたり。就きて見らるべし。

國造の建置

國造本紀、及び栗田寛先生の國造本紀考並に國造族類考等によりて調ぶるに、神武天皇が大和を平定し給ひて、都を橿原に奠められし後、九つの國造を置かれしより、第二十六代繼體天皇に至るまでの間、歴朝、建置せられたるもの甚だ多く、中には、建置時の不明なるもの數ヶ國あり。國造本紀の序文には、すべて百四十四とあれど、實際、その本文に見ゆるものを計ふるに百二十四なり。百四十四と百二十四と是非いづれとも定め難し。

(二)縣主

縣主の名義

縣は、アガタなり。本居宣長は、古事記傳に於て「アガタは、上り田なり。もとは、畑の事なり。本來田といふ語は、田畑を總ていふものにて、水のつかざるを上げ田とも畑ともいふなり。アガタとは、朝廷の御入用のものを作る御料地なり」といへり。黒川春村は、この說信じ難しとて「アガタは、生方の轉約なり。米穀の生り出づる方にて、ナリが轉じて、アリとなり、さらに、リが省かれて、アガタとなりたるなり」とせり。飯田武郷氏も宣長說に反對して、アガタは在方(アガタ)なりとし、後世に、郡といひしほどの地なりと說けり。未だいづれか是なるを知らずなほ研究を重ぬべし。

縣主の職掌

本居宣長は、「縣主は、大和國內にあるを始めとし諸國にある朝廷の御料地を掌るものなりといへり。黒川春村は、これに賛成し、更に動かぬ說とまでいへり。栗田寛先生も亦同說にして、縣は、朝廷御料地なりとし、縣主は、德川幕府時代の代官の如きものなりといはれたり。蒲生君平の職官志には、按古史、蓋通畿內外、謂天子之田、曰縣、縣主尹之矣とあり。

以上の諸說、皆從ひ難し。三浦千春の租調考、及び飯田武郷氏の書紀通釋に、委しく論じたり。その說によれば、アガタには、二種あり。朝廷の料地は、ミアガタと稱して、大和に六ヶ所あり。其の外、全國各地にあるは、これとは別にして、後世の郡といひしほどの地なり。縣主は、即ち後世の郡位の地を支配せしものなりとなり。蓋し取るべき說なり。

國造と縣主との關係

此の關係は、未だ明かに知ることを得ず。今の知事と郡長との關係の如く臆測するは誤れり。

縣主の建置

日本書紀、古事記、舊事本紀等によれば、神武の代に二縣主を置かれ、それより漸々增設して、凡て二十二を置かれたるなり。

(三)稻置

稻置の語意

本居宣長の說に、稻置はイヲキの意ならんか。イラは、イロとも、イリとも活き、親しむ意なること、イラツコ、イラツメなどの例なり。このイナも、イラに同じ。キとは君の意なりとあり。この說、牽强に過ぐ。また稻君の意なりなどいふものあれど、こは漢字の上より說明したるにて、いよ〳〵從ひがたし。要するにイナキに就きては、未だ卓說の出でたるを聞かず。

稻置の職掌

古へ、我が國にて、國用の重きものは、稻穀なりき。故に諸國に產する稻穀を、各地に納め置きて、國用を辨ぜしめ、今の村長の如きものをして掌らしめたり。これ稻置なりといふものあり。釋日本紀には、案今稅長也とあり。職官志にも知田稅といへり。これ等いづれも漢字によりて立てたる說なれば、信を置き難し。唐の李延壽の北史卷九十四列傳八十二を見るに、有軍尼一百二十人、猶中國牧宰、八十戸置一伊尼翼、如今里長也、十伊尼翼屬一軍尼とあり。軍尼は、クニにて、國造なり。伊尼翼は、イニキにて、稻置なり。この記事により、不十分ながら稻置の何ものたるを知るを得べし。

(四)別

別の語意

別の語意は、不明なり。本居宣長は、吾君兄の意なるべしといひたれど、迂遠なる說なり。

新撰姓氏錄に見るに、別には、君の意あり、職官志にも、別は、古之美稱なりといへり。恐らくは、その美稱のやがて、職名となりしものなるべし。

別の職掌

別は、即ち國造、縣主の上に立ちて、地方の諸職を統轄したるものなり。景行天皇は、東西征伐の後、八十人の皇子中七十七人をば、諸國にわけ遣されたりき。

結論

我が大日本の國體は、君主國體なり。しかも、諸外國の君主國體とは、其の組織に於て根本的に相違せり。蓋し我が國家の組織は、最も單純にして、諸外國の國家の組織は、極めて複雜なればなり。これを支那及び西洋諸國の國家組織に見んか。いづれも皆

異姓の集合より成れるなり。故に斯かる國民の國家に於ては、其の元首たるものは、血統上民の上に立つべき資格完全ならず、必ずや、血統外に、何等か君位の基本となるべきものを要するなり。是に於て、支那にては、君位の基本を道徳に取り、君主にして若し道徳に反する行を爲すものあれば、その君主たる資格を失墜して匹夫となるなり。西洋諸國の模範とせる羅馬帝國は、君位の基本を、協議約束に取りしなり。獨り我國に於ては、國民に、嫡流支流の別こそあれ、悉く一姓にして同一の血統なり。天孫降臨以前、已にこの土に降り居りし大國主命の如き、また天孫に供奉して降りたる諸神の如き、みな天孫と、その遠祖を同じくするものなり。先住種族たる土蜘蛛、蝦夷等の如き、また國運の振張に伴ひて、漢韓より歸化せる異種族の如きも、皆この大和民族に同化せられたるなり。されば、わが日本國民は、一家族なり。我が國家は、一大家族が、其の儘に發達したるものにて、皇室を幹とし、國民を枝葉とす。故に我が國民は、族制上、永久に、天皇を君と仰ぎ尊むべき天分あり。彼の道徳を以て、君位の基本とし、協議約束を以て君權を限るものとは、日を同じくして論ずべからず。皇室と臣民とは、啻に君臣の義あるのみならず、また、まさに父子の親あるなり。大和民族は、神代に於て、既に開化の域に進めり。即ち族制に基きて、君を立て、上を敬ひ、種々複雜な

る祭式を有せり。木工、鑄工、鍛冶、織工、玉工、陶工、耕作、養蠶等も開け、衣裳ありて身を蔽ひ、玉ありて裝飾の用に供し、詠歌にて感情を抒べ、音樂歌舞の藝術にも通じたり。天孫瓊瓊杵尊が、皇大神より、此の國を賜はりて、高千穗に降られしより、神武天皇の御父鸕鷀草葺不合尊に至るまで、三代の間、西の方九州に居られたりしかば、國內未だ統一せられず。随ひて建國の實も擧らざりしなり。然るに、神武天皇英武の天資を以て、大和を平定せられ、土賊を滅し、遂に橿原の宮に即位せらるるに至りて、建國の大業完く成り、爾後、歷代の天皇、遺業を繼承し給ひ、內よく民を治め、外よく不順を征して、東西を經略せられたり。是に於て、我が社會の體積漸く擴大し、延いて、政治の事業は、複雜となり、或は調役を課し、或は皇族を地方に派し、或は大臣大連などを設けられ、或は國に造を立て、縣主稻置を設け、山河の形勢によりて、國縣を分つに至れり。崇神天皇の御代に至り、異俗、多く來歸し、任那、始めて調貢せしより、韓半島の動靜、頻りに我れに影響するに至れるが、上に、東に蝦夷あり、西に熊襲ありて、反服、常なく、國家、益々多事となり、益々人智の開發を促すに至れるに當り、韓土を服して、これを屬國とし、優等なる大陸の文化を輸入したり。

韓土服屬時代

韓土內附

韓半島の沿革略

上古の韓半島は、大勢上、漢江を界として、南北二部に大別することを得。北部は、卽ち古朝鮮の占據せし處にして、境域、遠く遼東地方まで擴り、南部は、卽ち馬韓(蕊韓)辨韓、辰韓(秦韓)の鼎立せし處なり。

古朝鮮

朝鮮の古史は、全く闕け、後人の附會多く、甚だ混亂し居れり。周の武王が、殷の紂王を滅しし時、王族箕子、遠く逃れて朝鮮に入る。武王、乃ち封じて朝鮮王となす。これ朝鮮歷史の發端なり。その以前の事は、荒唐無稽、信憑するに足らず。箕子の子孫は、世々、王險(平安道平壤)に都し、四十代九百餘年を經て、箕準に至る。時に燕(直隷省)人衞滿といふ者、千餘人を率ゐて、亡命し來り、箕準を逐ひて、自ら朝鮮王と稱し、漢に服屬せり。後その孫衞右渠に至り、勢を恃みて、漢に從はず、其の邊吏を殺ししかば、漢の武帝、之を滅ぼし、其の地に樂浪・臨屯・玄菟・眞番の四郡を建てたり。それより、五十年間、朝鮮は、漢の領土たり。

辰韓辨韓馬韓

馬韓は、今の忠淸・全羅二道に跨り、五十餘國に分れたり。また辰韓は、今の慶尙道の東北部にして、十二國に分れ、辨韓は、今の慶尙道の西南部にして、これも十二國に分れたり。甞に箕準が、衞滿に逐はるるや、逃れて馬韓に來り、遂に自立して韓王となり、辰辨二韓をも從へたり。爾後、箕氏、韓を保つこと、二百餘年に亘れり。然れども、其の王統事蹟、皆明かならず。

韓半島と本邦との交通

韓半島と、我が國との間には、神代より、既に交通あり。素戔鳴尊の韓土に往來したまへる、天日槍の、我が國に歸化せる、皆これ神代の事たり。(天日槍の歸化を、日本書紀にては、垂仁帝の御代とせり。皇朝史略等、これによれるもの多し。然れども、これ非なり。何となれば、垂仁帝の勅を奉じ、橘の實を、常世國に求めし田道間守は、天日槍の五世の孫なること、同じ書紀にも載せたり。五世の孫と、五世の祖と、同じ時代なる垂仁帝の御代に存する理なきを以て、書紀の傳へは、誤りなることを知るべし。播磨風土記に、日槍の渡りし時を、葦原志擧乎命(大國主命)の時とせるにより、神

代の事としたり。)

新羅建國

半島の南部にては、箕氏、衰へ、辰韓に新羅起る(漢の宣帝の時、我が國にては、崇神帝の四十一年)始祖を朴赫居世といひ、國人に推されて、王となり、國號を徐羅伐(東國通鑑に徐羅伐、三國史記に徐耶伐)と稱し、金城(慶州)に都す。辨韓、これに服屬せり。さて、この國名には、種々の文字、用ゐられたり。三國史記には、斯羅斯盧新羅魏志には、斯盧、杜氏通典(トシツテン)には、新盧、文献通考には、新盧・新羅とあり。これ等は、皆同名異字なり。後、二十二代智證王(武烈帝の朝)のとき、詔して新羅と專用することに定められたるなり。我が國にては、新羅をシラギ或はシラキと讀む。つら〳〵、これを考ふるに、新羅には、國名の末尾に伐といふ文字を附したるもの多し。伐は城邑を意味す。我が國にては、古語に城をキといへり。シラキのキも、伐の意譯にて、キと淸みていひたるならん。

高勾驪の建國

新羅建國の後二十年(崇神帝六十一年)高勾驪起る。始め滿州奉天省の東方に、扶餘國あり。其の王子に高朱蒙(高鄒牟)なるものあり。驍勇無双のため、國人に忌まれ、國を出でて、南方に逃れ、今の佟佳江の上流に至り、建國して國號を高勾驪と稱す。後に至り、丸都(平安道楚山府)に移る。高勾驪は、又高勾麗とも、高麗とも書す。此の國名の起りにつきては、確説なし。吉田東伍氏は、日韓古史斷に於て、朱蒙は、扶餘の一種族の建てし藁離國王の子なるが故に、藁離に因みて、かく名づけたるなりと云ひ、那珂博士は、縣の名、又は其の地の舊名に從ひしものなるべしといはれたれど、未だ精しからず。我が國にては、高麗を、古訓にては、コマと讀めり。三才圖會には、コウラヒとあれども從ひがたし。何故に、コマと讀むか、之れにつき、白鳥博士の言語學上の研究よりせる名説あり。其の説の大要をあぐれば、勾麗は、忽と仝じ。忽は高麗の地名の末尾に、多く附しある文字にて、新羅の伐と仝じく、城邑の意味なり。而して、忽をモロ、又はモリと讀ませたる證據あるが故に、勾麗も、又、モロ、モリと讀み得べき理なり。從ひて、高勾麗は、コムル、又はコマリなど讀みたるなるべし。國史のコマは、之れが轉じたるなりと解してよからんとなり。

百濟の建國

朱蒙の子に、溫祚といふものあり。南方に移り、漢江を渡りて、慰禮城(忠淸道稷山縣)に至る。韓王箕氏、地を割きて、之れに與へしかば、扶餘を取りて氏とし、漢山(京畿道

廣州府)に城を築き、遂に馬韓を攻略す。これ即ち百濟の建國なり。時に我が垂仁帝の十二年なり。故に新羅・高勾驪・百濟は、崇神帝より垂仁帝の御代にかけて、殆ど相つぎて成りし國なり。之を三國といひ、我が國にては、三韓ともいふ。さて、百濟は、何と讀むべきか。朝鮮史には、百濟とあれども、魏志には、伯濟とあり。有名なる高勾驪の好太王(廣開土境王)の碑(高勾麗を最も盛大にしたる好太王の事蹟を、後世に傳へんため、建てられたるものにして、久しく土中に埋沒し居りしが、今より約三百年前に現はれ始め、今は地上に出でたる部分にても、一丈八尺あり。明治十五年に、盛京省の將軍某氏、天津より職工四人を招き、周圍に足場をかけ、以て漸く二枚刷らせたり。明治十七年、砲兵大尉酒匂氏、これを持ち來りて、東京帝室博物館に陳列せり。これは、今より千五百年前の碑にして、不十分なる朝鮮史に、偉大の光明を放ち、我が日本との勢力關係を明にすることを得るものなり。横井忠直、三宅那珂兩先生の解釋したるものあり)文には百殘とあり。蓋し、殘と濟とは、音通なりしならん。殘は、ツァナと讀み、轉じてタラとなる。百は、バクなり。故に、バクタラと讀み、クタラと轉訛したるならん。

任那　任那の內附

新羅は、始め辰・辨二韓を併せ領せしが、後、辨韓分かれて、數多の小國となり、其の中の伽羅と云へる國、他の諸國を統べ、總稱して任那といふ。故に任那は、聯合國なり。(日本書紀の欽明帝の條にすべて云へば、任那、分けて云へば、伽羅・阿羅等十餘國なりとあり)後、我が崇神帝のとき、新羅の勢、強くなりて、任那の地を侵せしかば、任那は、我が國に朝貢して、臣と稱し、援を乞ひたり。よりて、鹽乘津彥を遣はし、守備せしめ、其の所にミヤケを置かる。これ任那に日本府のある起原なり。任那といへる稱は、書紀によれば、第十一代垂仁帝が、崇神帝の御名御間城を取りて、意富加羅に與へし名なりとあり。朝鮮史・支那史には見えず。任那加羅と續けしものは、三國史記卷四十六列傳六强首傳にも、東國通鑑にもあり。又宋書第九十七列傳第五十七に倭國王の爵號(使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事)あり。これには、任那と加羅とを別々に數へあり。然れども、同じ宋書中にある倭王の上書文中の倭王の自記せる爵號には、六國諸軍事とあり。これ任那と加羅とは同一なることと、我が國にては、明に知り居る故、一に數へ、支那にては、南朝鮮の事情、判明せざりしため、任那と加羅とを別々のものと思ひ誤れるなるべし。好太王の碑文にも、一に數へてあり。任那の讀み方につきては、定說なし。僅に伴信友の中外經緯傳に論

じたるものあれども、甚だ不十分なり。

神功皇后の新羅征伐　百濟入貢

仲哀天皇、熊襲を討ち給ひしが、中道にして崩じ給へり。よりて、皇后は、別將を留めて、熊襲にあたらしめ、自ら兵を率ゐて、海を渡り、直に新羅を征伐し給へり。何故に、新羅を征伐せられしか、明かならず。新羅が、熊襲の後援をなししため、先づ其の根を絶ち、枝を枯さんためとの說は、想像の一說にすぎず。書紀には、金銀の寶物、新羅に多き故、之を伐ちたりとあり。此の時の百濟の王は、近肖古王にして、高句麗の南方侵略に對し、反抗し居りし時なれば、新羅の我れに服せしを見て、われに朝貢し、その保護を請ひたるなり。後、朝廷より將軍を遣はし、任那の安羅に府を建てて、朝鮮の南部を治め、國威、一時、南韓に行はれたり。

ミヤケの解

ミヤケは、漢字にて、屯倉、屯宅、屯家、官家などと書す。古は、國々諸所に、朝廷の田園あり。田部を使役して、之を作らせ、その收穫を藏する庫及び、これが官舍を併せ稱して、ミヤケと云ひ、又、其の田園をも、ミヤケと稱せり。任那は、我が國に內附したるを以て、內國の御料地に比し、皇室の領地として、官家を置かれたるなり。古事記には

渡(ワタノ)ミヤケ、書紀には內(ウチツ)ミヤケともあり。渡ミヤケは、外國の官家の意にして、內ミヤケは、內國のものに準ずるの意なり。

仁德天皇

仁德天皇に關する事は、有名なれば、詳述せず。唯注意すべき事項のみを述べんとす。

大鷦鷯尊と、菟道稚郎子（ウヂノワキイラツコ。宇遲能和紀郎子と古事記にあり。ワカイラツコとよむべからず）とは、共に太子なり。兄君をおきて、弟君を立てたりなどいふは、よろしからず。御兄弟共に太子たりしなり。太子は、御一人に限らぬが、わが上世の風なり。例へば、神武天皇の御代には、神八井耳命と神渟名川耳命と、共に太子たり。また、景行天皇の御代には、三人の御子、同時に太子たりしが如し。此の御兄弟も、共に太子たりしことは、記紀、共に其の證あり。即ち日本書紀には、應神天皇二十八年に「太子菟道稚郎子」といふ記事あり。また、仁德天皇の卷に、鷦鷯の名をとりて、太子の名としたりとの記事あり。また、古事記には、太子大(オホ)雀(サザキ)命とあり。姓氏錄の雀部(サザベ)朝臣の條にも、應神天皇の御代、皇太子大鷦鷯命云々とあり。以上、御兄弟共に太子たりし明證なり。

難波高津宮

現今の大坂市東區八軒屋(天滿天神二橋の間の字)邊が、古の高津の宮城の一隅にあたれり。其は、此の邊を、古くは座摩(イカスリ)と稱せり。座摩神社のありしによりてなり。座摩神社は、宮城の屋敷神なるを以て、こゝを宮城の一隅なりと考ふるなり。

然るに、先年、大阪市にては、高津宮の跡なりとて、現今の大阪城の南に碑を建てたり。甚しき誤なり。

神武天皇が、橿原に都を定められしより、歴代の天皇、大抵、大和の内に都せられたり。但し成務天皇の近江國滋賀に都せられたるはあり。

然るに仁德天皇に至りて、此の難波を卜して、都を遷されしは、何故なるかといふに、當時は、三韓服屬の後にして、海舶の出入從來より頻繁となり、難波は實に大切なる要津なりしを以てなり。

上古は、御代々、皇居を遷させられ、今日の帝都の如く、こゝが都なりと、永久に定まりたるはなくして、殆んど、大和全國が都なりしなり。御代々の天皇は、即位と共に、其の天皇のおすまゐのみを、大和國内に於て、あちこちと遷されたるなり。其の理由は、我が民族の習として、死者の居を忌むといふことあり。故に先帝の崩御せられし御住居には、新帝は住まはせられずして、新に居を設けさせられたること、其の一なり。尚一つの理由は、上古、我が國の婚姻法は、婚姻したる後、妻を夫の家に迎ふることはせず、夫妻別居して、夫の方より、妻の方へ通ひたるなり。これ上下を通じての風なりしなり。されば、皇子は、御生母の御實家にありて御成長遊ばさるゝが通常にて、其の御成長遊ばされたる場所が、やがて都となるなり。上古は、族制政治なりし故、朝廷の御用務も、今日の如く繁劇ならず、從ひて、文武百官の集れる大都會の如きは、形作られざりしなり。

高山の遠望

仁德天皇が高山に登りて、民戸の炊烟、稀なるを見そなはし、租税を免ぜられしは、普く人の知るところなり。書紀には高殿に上りての御事としたれど、古事記は然らず、高山の御事としたり。今古事記に從ふ。御製の歌と稱せらるゝ「高きやにのぼりて見れば煙り立つ、民のかまどはにぎはひにけり」は、後世の作にして、御製にあらぬこと明けし。こを御製なりといひ始めしは、此の時より八百七十年を經過せる源平氏の頃のことにて、中山忠親の水鏡を始めとし、藤原定家の新古今集これにつぐ。この歌の、御製にあらぬことは、既に德川初代の有名なる國學者僧契冲が、この歌は古歌のすがたにあらずと論破したるところにて明かなり。

日本紀竟宴歌集（竟宴とは、朝廷にて、重なる臣下を集めて、時々、書紀の或る部分を講義せしめられ、終りて宴を賜はるをいふ。其の宴中に、其の時、講じたる書紀の事項に因みて、歌を詠みたり。中に、藤原時平が、延喜六年十二月十七日に「大鷦鷯天皇を得て」と云ふ題にて、

高殿に、のぼりて見れば、天の下、四方にけぶりて、今ぞとみぬる、

と詠めるあり。後人、之を改作して、而して御製に擬したるものならん。

大山陵（ダイセンリョー）

和泉國堺市の東數町のところにあり。仁德天皇の御陵なり。御歷代の山陵中、最も壯大を極めたるものにして、周圍十町許、繞らすに廣き濠を以てす。其の築造に要したる勞力は、實に驚く計りなり。當時、皇室の御威勢の盛大なりしことを推知し得べし。

氏族部民の制。重なる氏族

皇位繼承に關する新例

仁德天皇崩じ、皇子の履中天皇、皇位を承け、第十七代の君となる。第十八代反正天皇第十九代允恭天皇は、御兄弟にて皇位を繼承せられたり。これより世と代との別生ず。（世と代との別は、前に述べたり）

允恭天皇姓氏の詐冒を正したまふ。

姓氏の數も、漸次多くなりたる故、其の中には、他の姓氏を詐り冒すもの生ずるに至れり。允恭天皇は、之を正さんがために、盟神探湯の法を設けられたり。盟神探湯は、書紀の註に「くがたち」と訓ぜり。かゝる法は、西洋の中古、耶蘇敎の盛なりし時にもありたり。つまり、一種の運命的決斷法なり。其の方法は、探湯瓮に湯を沸かし、之に土を混じ、其の沸湯中に手をさし入れて、以て、正邪を判ずるなり。然しながら、實際、手をさし入れしか否かはわからぬ。書紀に「詐れる者は、愕然として豫め退きて進むことなし」とあるより見れば、既に其の場に臨めば、詐れる者は、手をさし入れぬ前に、自白したるが多かりしやうなり。

上古の、族制政治

上古は、族制政治にして、諸族、各族長を戴き、其の命に從ひて行動す。族長は、其の一族の裁判刑罰等を掌り、同時に、族人扶養の義務を負ひ、族人は、族長に奉ずる責を有す。上古の社會は、實に此くの如き各族の集合より成立てるものなりしなり。而して氏と姓とを以て、此の族人を統治したるなり。故に官も位もなかりしなり。

氏の解

氏は、恰も後世の官にあたるもの、姓は、恰も爵の如きものなり。氏の語義につきては、古來種々の説あり。和訓栞には、氏は、いづ(出)の意、即ち先祖の出自を表はすなりとあり。平田篤胤の古史傳、及び玉手繦には、氏は內なり、即ち一族の內を表はすなりとあり(清濁などを、考へてはならぬ)捨芥抄にも、氏は內なりとあり。又、伊達千尋(故陸奧宗光の父)の大勢三轉考(有益なる書)に「氏てふ言は、生血(ウミチ)の義にて、血脈の流を同うせるものの意」黑川眞賴氏は「氏は產筋の義にて、其の氏に於て、歷世、治め來りし族類を分別するための名稱なり」といへり。以上、種々の説あれども、其のことばの意義の解釋は、何れに從ふとも、唯「氏は血脈の流」を表はして、族類を區別するための名稱なりとのことは、疑を容れざるべし。

氏は、何故に、後世の官の如き者と見るを得るかといふに、上古、諸の氏には、皆定まりたる職業ありて、決して、他に移ること能はず、代々其の業を守りて、上に仕へ奉りしなり。故に官といふものは、別になくてすむわけにて、即ち後世の官の如きに相當せるなり。

氏上、氏人の解

其の氏に屬する人を、氏人と稱す。およそ、氏には大氏・小氏ありて、各其の氏の長あり。之を氏上と稱す。氏上は、正嫡のもの、代々、相承け、小氏に起りし事、大氏に起りし事は、各其の氏上が治めて非常なる事の外は、朝廷に申し上ぐる等のことなかりき。かく、各氏に、氏上定まりて、而して各氏の系統亂れず、其の氏人は、悉く小氏・大氏に屬せる故、朝廷よりは、其の大氏の氏上に詔あれば、總べての氏人、皆承り傳へて、事を爲すといふ仕組になり居るなり。

部民の解　各氏に氏人あるは、勿論なれども、其の氏人たる男女の外に、又各氏に隷屬する民あり。即ち系統の關係を有せる民あり。之を品部の民、若くは部曲の民、略して部民と稱す。部民は、其の氏の氏上に率ゐらるゝものにて、其の職業は、代々變改すること能はざるなり。例へば、物部氏に屬する物部は、代々、武事を以て、其の業となし、中臣氏に屬する中臣部は、代々、神事を掌るを其の業とするが如く、決して其の業を改變することとなし。

部民には、姓を有せず、唯、己れの屬する氏の氏上を頭と仰ぎて、其の支配を受くるなり。恰も明治維新前、尋常の人が、文書に苗字を書く能はざりしと同様なりき。部民を率ゐて、其の頭となりて、其の職をおさめて行く氏上をば、伴造と稱す。伴とは、部曲の人をいふ。伴造は、伴緒とも伴雄とも稱す。伴緒のを‖は長(ヲサ)のさ‖を略したるなりとの説

あれども、確かならず。とにかく、伴を率ゐる頭たることは明なり。而して伴造たる人は、己れの氏に、姓をかけて呼ぶ例へば物部連、齋部首、山部連、蘇我臣等の如し。

姓の解

かばねは、氏族の格式の尊卑を示すものなり。故に今の爵に相當す。かばねの字に、姓、尸、骨等をあつれど、皆同義なりかゝるものは漢字に拘泥して解釋するを許さぬものなり。

姓の語意につきては、種々の説あり。中には、牽强附會のものも少からず。賀茂眞淵の説も、又其の一たるを免れず。即ち「姓はあがめなの轉じたるものなり」といへり。和訓栞には、「かばねはほねの約なり」とあり。山岡俊明の類聚名物考には、「姓は、人の骨骸なり。一身の本とする所にて、天地の金石あるが如く、家屋の柱礎あるに似たり」といへり。又近藤芳樹の標註職原抄別記には、「姓は、頭根（カブネ）の義にして、氏の中の宗長たるものにして、其の頭として、同族を率ゐ、公に仕へ奉ることをいふなり」といへり。又伊達千尋の大勢三轉考には「姓の意を考ふるに、骨といふ字の義なり。凡て、人類をはじめとして、生とし生けるもののみならず、器物の上にもいふ言葉なり。即ち扇の骨、鞍の骨の如し。肉も皮も、皆此の骨を本として成りなりて身となるが如く、此の姓も、同じ意味にて即ち一部の根本なり。彼の草木の根株（ネカブ）といふも同じ意にて、要するにかばねは、骨にして一部を統ぶる言葉なるべし」といへり。後の二説を信ずべしとなす。

かばねは、尊卑を別つための名なる故に、勿論數種の等級ありしこと明なり。然しながら、其の順序は、今明に知る術なけれども、多くの場合を綜合して考ふるに、臣と連とは、最も尊きものなりしことを知るなり。

臣といふ名は、大身の意にて、もとは、朝廷に仕へ奉る人を、他より尊び呼びし名稱なりしが、やがて姓とはなりたるなり。

連といふ名は、連（ム）主（ヌシ）の意にて、其のむれの主たる者をいふなり。

首といふ名は、大人といふ意にて、其の部の長といふ義なり。

尙、此の外に、姓は種々あれど、普通ならざるものは略すべし。

姓は、家格の尊卑を示すものなれば、氏は、異なりても、姓は同じといふことは、勿論ありしなり。例へば、物部氏と大伴氏と共に連なりしは、今日の伊藤博文も大山巖も、共に侯爵たるが如し。

大臣大連、　臣姓の各氏を率ゐて、朝廷に仕へ、政治を補けたるものを大臣といひ、連姓の各氏を率ゐて、朝政を補けたるを大連といふ。朝廷より臣、連姓中の然るべきも

のに、それぞれ命ぜられて、大臣となり、大連となりしなり。

大臣、大連は、漸次、部下の刑罰裁判等をなすに至り、其の權力次第に强大となれり。

大連の始　日本書紀垂仁天皇二十六年物部十千根大連となるとあり。これが始めなり。

大臣の始　日本書紀成務天皇三年武内宿禰を以て大臣となすとあり。これが始めなり。

然しながら、舊事本紀によれば、第四代懿德天皇の御代に、出雲色命を以て大臣としたりとありて、以下大臣を任じたる記事多し。是れ皆取るに足らざるなり。

初めの間は、大臣あれば、大連を置かず、又、大連あれば、大臣を置かず、何れか一つなりしが、雄略天皇の御代に始めて大臣大連、並び存することとなりて、其の後は、大臣大連同時に置かるることとなれり。

大臣となるは、何れの臣の家よりも出てたるにはあらで、自ら定まりたるものあり。即ち平群、葛城、蘇我の諸氏は、大臣の家なり。大連も亦之に同じく、大伴、物部の二氏、大連の家たりしなり。平群、葛城、蘇我の三氏は、上古の大人物たる武内宿禰の子孫にして、大伴、物部二氏は、神代以來の舊家にして、又神武創業の功臣の後なり。

武内宿禰の長壽に關する論

武内宿禰は、第八代孝元天皇の曾孫にして、景行天皇以下五朝に歷事し、朝政を輔けたること、貳百數十年と傳へらる。故に其の年齡につきては、古來、大抵三百歲前後に傳ふるなり。即ち扶桑略記、十訓抄、皇年代略記等、皆然りとす。最も少く傳ふるは水鏡なれど、それすら二百八十歲餘りとせり。又支那の書にも、宋書を始めとし、五雜俎、海東諸國記等、いづれも、三百歲以上とす。

私に按ふに、武内宿禰の長壽なりしことは、疑ひなきも、しかも、從來の傳說の如くしかりしにはあらざるべきか。即ち武内家の系圖には、同名の人が、相繼ぎて朝政に與りしことを推知し得べき點あり。かの長壽を保ちたりと傳へらるゝ其の人は、神功皇后を輔けて、應神、仁德二朝に歷仕したるものならんか。

其長壽たりし一の證は、仁德天皇五十年に、河内國の人、河内國茨田堤に、雁が子を生みたりと奏す。天皇、即ち使を遣はして、之を見しめしに、果して事實なりき。是に於て、天皇は、武内宿禰に、歌を以てお尋ねなされたり。

其の歌は「多䋡耆波屢　宇知能阿曾儺虛曾破　豫能等保臂等儺虛曾破　區珥能那餓臂等　阿耆豆辭莽　椰莽等能區珥珥箇利古武等　儺波企箇輸椰」なり。以て長壽

なりしことを知るべし。

武内宿禰は、忠誠無双にして、皇家の柱石國家の元勳たり。加ふるに其の孫女なる磐之媛が仁徳天皇の皇后となられしにより、外戚の關係もあり、威望隆盛を極めたりしなり。

雄略天皇　韓土叛服

眉輪王の變。葛城氏衰ふ。雄略天皇即位。

眉輪王は、安康天皇を弑し奉り、葛城圓の家に匿る。大泊瀬皇子、其の第を圍み、眉輪王及び圓を攻め殺し、遂に位に登る。これを雄略天皇とす。序に、上古の婚姻法を述べん。

上古の婚姻法は、後世の例を以て推す事能はず。即ち叔姪相婚し、異母兄弟共に婚する事ありき。また配偶を選ぶ方法に、歌垣(一名歌嬥會)あり。妙齢の男女が、都會にては市に、地方ならば、山に集まりて、歌舞し、歌を以て、互に意を通じき。今も歌垣山とて其の跡を遺せる處あり。

雄略天皇の御性質。日本書紀に據るに、極めて殺伐の御方なり。近侍の者を、僅かなる過失によりて、御手盤なされ、或は豬を陷み殺されし等の事あり。民稱して大惡天皇と申し上げたりなどのことも傳はる。然るに万葉集を見るに、その開卷第一に、左の御製あり。此の一首を拜讀すれば、天皇の如何に優美閑雅にわたらせられしかを推知するを得べし。其の御歌は、

籠母與美籠母乳布久志毛與美夫君志持此丘爾菜採須兒家吉閑名告沙根虛見津山跡乃國者押奈戸手吾許曾居師吉名倍手吾已曾座我許曾者背齒告目家乎毛名雄毛。

此の御歌は、或郊外に行幸の時、少女が摘草をせしを御覧じ、御詠みなされし者なり。天皇は、また蠶業を勸められ、支那南方の呉まで、使を遣はされて、漢織・呉織等の織縫の工女を召され、或は盛んに韓土の工藝を輸入せられて、大に國産の發達を圖り給へり。

伊勢山田の外宮。

この御代に豊受大神を丹波より伊勢の山田にうつし祀られたり。豊受大神は、古事記に、稚産靈神の子とす。稚産靈神は、書紀に、蠶桑及び五穀の神としたれば、この神も、また農桑の神ならん。

齋藏、内藏、大藏。

天皇が産業を勸められし結果として、殖産の道、大に發達し、國内豊富となれり。より

て、大藏を建てられたり。これより先、履中天皇の朝に、齋藏・內藏、二ッに分れしに、是に至りて、更にまた大藏あるに至れり。

齋藏は、祭りに用ふる品、內藏は、皇室の御用品、大藏は國家の財用を藏むる所なり。

從來、藏の事を掌りしは、齋部氏なりしが、この三藏總掌の任に當りしは、蘇我滿智なり。これより、齋部氏衰へて、蘇我氏榮ゆ。後、又平群氏も、眞鳥父子の臣節を失へるがために誅せられて衰へ、大伴氏、これに代りて興り、武烈天皇の御代に大連となる。

武烈天皇に關する諸家の說。

日本書紀には、頻りに諸惡をなし、一善を修めず。凡て諸々の酷刑親ら覽ざることなく、國內の民人、咸く皆震ひ怖るといひ、夏桀殷紂にも劣らぬ暴行を敢てせられたるやう記せり。これ甚だ疑はし。

德川時代に於て、內山眞龍(遠江の人)は、はやくもこれを疑ひて、日本書紀類聚解なる書を著して、これを朝廷に奉れり。(此の書は、今傳はらざれど、齋藤彥麿の傍廂に引けり)其の說は、是は、百濟王の暴逆無道を上奏したる事を、書紀に入れ誤りて、天皇の御處行として傳はりしなりといふにあり。齋藤彥麿の傍廂の中にも、天皇の此の御處行は、書紀に記せるのみにて、古事記には、見えず。また舊事本紀は、書紀によりて編みたる書なるに、少しもかゝる御處行を傳へず、故に書紀は誤りなるべし。この時、恰も支那の南齊に暴虐の君あり。それ等も、彼是混じて、天皇の御惡行の由に誤り傳へしならんといひ、渡邊眞楫も、內山氏と同說なり。近く小中村博士及び横山由淸は、武烈天皇の、十歲即位、十八歲崩御の事を證明し、かゝる御幼少の御身にて、さる暴行のあるべき筈なきを辨じて、甚だ詳し。以上の諸說に徵するに、書紀に記せる天皇の御處行は、或は、誤傳ならんも知るべからず。

任那の日本府。

初め韓半島の南部の、我が國に服屬するや、我れは、安羅に日本府を建て、吏を派して、之を統治せり。然るに雄略天皇の前後、高勾驪に、好太王起りて勢を張り、其の子長壽王に至り、國、益々強く、都を今の平壤に遷し、南韓の百濟・新羅二國を蔑視し、大擧して百濟を攻め、蓋鹵王を殺したり。時に雄略天皇の十九年なり。高勾驪の勢、此くの如くなるに、新羅は狡猾にして反服常なく、屢征討の師を煩はせるが上に、後には我が日本府在任將吏の彼の地に據りて叛きしものさへあり。雄略天皇の御代には、吉備田狹、任那に據りて叛し、顯宗天皇の御代には、紀大磐また任那に據り、高勾驪と謀を通じて、韓地に王たらんことを企て、益々韓土控制の策を亂したり。加之、繼體天皇の朝には、

筑紫國造の磐井か新羅より賄賂を取り、我が新羅征伐軍を妨げたる事等もあり、内外の困難いよいよ加はりて、我が對韓政策振はず、欽明天皇の御代に至り、新羅は、遂に日本府を攻め滅したり。爾後、數代の天皇、その回復を企てられしが、第三十八代天智天皇に至りて、我は全く韓土を棄てたり。

韓土傳來の文物工藝、歸化人及びその子孫

我が文化の由來を研究するの必要にして價値あるは、改めて言ふを須ゐず。我が大和民族は、此の國土に入りし時、已に固有の文明を有したれども、其の燦然たる光を放つに至りしは、大陸の文化、即ち支那・朝鮮の文化を、我れに輸入せしに基けり。凡そ、他國の文化を輸入するは、相互交通の結果なること勿論なれど、特に我が國の場合に於ては、朝廷の御召徵を蒙りて渡來せし者、または我が皇威に服して、彼れより來歸したる者等の力によれる事、甚だ多し。故に我が上古に於ける外國人歸化の有様及び其の子孫の事を明かにするは、即ち本邦文化の來歷を知る所以たるなり。抑亞細亞大陸の文化が、我れに入りしは、後世に於てこそ、支那との直接の交通によりたるなれど、古くは大抵、韓土よりせしなり。(我れと、韓土との關係に就きては、前に委しく述べたり)その韓土文明といふも、實は支那文明の韓に入りて、少しく色を代へたるに過ぎず。彼の漢の武帝が朝鮮を滅して、その地に四郡を置きしより、社會上にも政治上にも、支那の勢力の半島に及びし事、非常なりき。かかる政治上の勢力と共に、支那文化は、滔々として半島に入り、遙かに我が國に優る文化を開きしなり。我れははやくより、これと交通し、後遂にこれを服従せしめ、内、よく、その文化を吸收し得る實力を有し居ければ、その工藝文物、頻りに傳來し、以て國運の進步を助けたり。

歸化人及び其の子孫

歸化人には、支那人あり。韓人あり。支那人は、多く韓半島を經て來りしなり。今歸化の支那人につきて述べん。

秦人は、秦の始皇帝の裔弓月君(融通王)が、應神天皇の十四年に、百濟より部下の民を率ゐて歸化せしものなり。その子孫は、絹を織るを以て有名なる秦氏となる。

漢人には二種あり。大和漢人は、後漢靈帝の後と稱する阿知使主が、其の子都賀使主と、その衆を率ゐ應神天皇二十年に歸化したるを始めとす。その子孫大和に居り東史部となり、世々文筆を以て、朝廷に仕へ、わが國の文事に大功あり。

河内の漢人は、王仁の子孫なり。王仁は、漢の高祖の裔にて、はやく、百濟に入り、後、我が國に來りしなり。其の子孫、河内に居り、西史部を統領して、又文筆を以て朝廷に仕ふ。

魏人は、魏文帝の子孫と稱するものにて、雄略天皇の時歸化す。
呉人は、南支那より歸化したるものなり。始めて來りしは、應神天皇の朝に來りし呉服の西素なり。後、雄略天皇の朝にも、來りしものあり。
百濟人は、我が國に來歸したる外國人中、最も多し。
高麗人は、支那に最も近き地方のものなれば、支那文化に浴すること、最も著し。故に高麗よりの歸化人には、文學技藝を以て、身を立て、家を興したるもの多し。武藏の高麗郡甲斐の巨摩郡は、古く高麗人のおちつきたる所なり。任那人は甚だ少なし。

韓土傳來の文物工藝

我が國の上古に、文字ありしか、なかりしかにつきては、議論紛々たり。余は、其の文字なしとの說に從ふ。古語拾遺には、上古の世、未だ文字あらずとあり。此の書は、齋部廣成が、平城天皇の大同年中に書きたるものなれば、若し上古に文字ありしならば、其の文字は存せずとも、其の有無位は、神代以來の舊家たる齋部氏に傳はるべき筈なり。また、朝野群載三の卷の大江匡房筥崎記には、我が國にて、文字を書き始めしは、應神の朝なりといひ、三善淸行の革命勘文には、上古の事は、皆口傳に出づとあり。若し是等の書を重視せずして、文字の、有無を論じても、人間文化の進程より推し、他國の例に考へて、古代文字なしといふ方、適當ならんと信ず。かの神代文字として傳ふるものの如きは、出所不明にして取るに足らず。故に、我が國に文字あるは、漢字の輸入に始まるとすべし。

漢字の傳來は、古事記の記載に從へば、應神天皇の朝に、百濟の博士王仁が、論語十卷、千字文一卷を獻じたるを始めとす。然れども、恐らくは、その以前にありしならん。蓋し支那との國際の交通は、なくとも、兩國人の往來は、實にはやくより頻繁なりければなり。ただ我が朝廷に於て、漢學を講ぜられたるは、此の時を始めとすべし。日本書紀には、神功皇后新羅征伐の時、封重寶府庫、收圖籍文書とあれど、こは、漢書の語をそのまま取り來りたるものにて、實事にあらず。さて王仁の獻じたる論語と千字文とは、いかなるものか。今の論語は、經文のみにては、十卷なく、四卷なり。故に、今のものにあらざるを知るべし。且古は、之を計ふるに、幾篇と稱して、幾卷といはず。されば、記に十卷とあるは、鄭玄の註本なるべし。隋書の經籍志にも、鄭玄何晏註皆十卷とあれば、必ずこの內ならん。

また、千字文は、今、世に行はるるものと同じきかといふに、今のは、周興嗣の次韻なり。周興嗣は、梁の武帝の時の人にて、我が武烈天皇より、欽明天皇の朝に至るまでの間

にありたるなり。かく後に出來たる千字文が、出來ぬ昔に我れに傳はりたる事あるべからず。されば、王仁の獻じたるは、魏の鍾繇の作りたるものならん。繇は、魏志の鍾繇傳によれば、その大和四年に死したる人なり。之を書紀の紀年に合せ見るに、恰も神功皇后の攝政三十年に當れり。故に王仁の來朝したる應仁天皇十六年よりは、五十六年前に死したる人なり。この人の千字文は、爾岡齋墨帖に載せ、二儀日月雲露嚴霜云々とあり。宣長は、別に說を立てて、實は後世の傳來なるを、後に世間に行はれし故に、應神の朝に、王仁が持ち來れる由に語り傳へしものなるべしといへり。なほ考ふべし。

歸化人の子孫に、史部あり。大和・河内に居り東文直（ヤマトノフミノアタヘ）・西文首（カハチノフミノオビト）相並びて、これを統領し、代々、文筆の職を掌る。前者は、阿知使主の子孫、後者は、王仁の子孫なり。史部は、年代を經るに從ひ、正しき漢文を綴る事能はず、僅かに漢字を以て、わが國語を記すに止まるに至れり。故に、史部の文は、語句調はず、或は漢語を濫用し、或は和語を加へなどして、純粹なる漢文の眞髓を失ふ。法隆寺藥師像の光背の銘の如きは、史部流の文なり。韓土との交通は、技術工藝の上にも、著しき變化を及ぼしたり。染織の技、木工、陶器、鍛冶の術等、續續傳來して、大に我が建築工藝の面目を新にせり。また我が國に金銀銅の產出したるは、後世の事なるに、是等を材料とせる工藝品の發見せらるゝは、皆これを朝鮮に仰ぎしなり。

佛教傳來時代

我が國の古俗。

上古、未だ宗派の如き組織的團結あらず、唯淳朴の觀念もて、祖先に對する恩德を謝せんために、之を祭り、或は日月星辰風雨寒暑等の偉觀に對して、敬虔の念を起し、これを不可思議の權化として崇拜したるに過ぎざりしなり。然るに、韓土との交通頻繁となるに及びて、別に佛敎といふ一宗敎入り來れり。

インド國名の起源。

近世言語學の研究によりて、インド國名の起源を明かにするを得たり。インドの國名は、其の西北を流るる信度（シンド）河より出づ。始めインドアリア人が、インドに入りて漸く此の流域に達したる時、其の河の大にして海の如きを見て、これを信度といへり。信度は、梵語海をあらはすシンヅスより來り、シンヅスは流るる意を表はすシャンドをもととす。

さて、信度の名は、また信度河の流域地方の稱として用ゐられ、その住民をシンダヴァス(シンヅスの複數)といひたり。然るに古代の波斯人は、此のサ行の齒音を、ハ行の喉音に轉じ、ゼンド語(波斯古語)にて、ヘンヅといひ、印度人をヒンヅ、其の國をヒンヅスタンといへり。(スタンは、住處の義)

其の後、波斯人にききたるギリシア人、殊にヘロドトス氏(歷史の父と稱せらる)は、また、之を轉じて、國名をインヂア、河名をインドス、人民をインドイと稱したり。支那人が印度(インド)身毒、申毒、眞定、信度、辛頭(シンド)天竺、天豆、天定(ヘンヅ)等の漢字を充てたるは、蓋し、波斯人、並にギリシア人の國せる西域地方より得しものならん。

インドに於けるアリア人種。

今より凡四千年前、中央アジアのアム・シル兩河間の地に棲息せるアリア人種の一派南下し、信度河を渡りて、パンジャブ地方に入り、土着の達羅毘陀(ドラビダ)人を逐ひて、其の地を占領し、數多の部落をなして、所謂インドアリア民族となれり。此の民族、次第に恒(ガン)河(英語にてガンジス河)流域を占領し、遂に幾多の小國を建設せり。

此の民族の作りし社會には、嚴重なる階級あり。即ち婆羅門(ブラーマン)、刹帝利(クシャトリア)、吠舍(ヴァイシャス)、首陀(ドラ)、是れなり。婆羅門は、僧族、刹帝利は武士、王族、吠舍は平民、首陀は奴隷なり上三級は、征服者たるアリア人にして、第四級は、彼征服者たるドラビダ人なり。

僧族たる婆羅門は、祭の事を掌るのみならず、彼等は、また、其の職業として、アリア人が、太古より傳へたる經典吠陀(veda)(吠陀は、太古よりの傳說を集めたるものにして、四種あり。讚美歌・祝祠・祭式・禁厭・醫藥等のことを記す)を研究し、其れによりて、人生の目的、世界の眞相を解釋せんと試み、遂に九十餘派の婆羅門哲學生ずるに至れり。彼等は、又其の普通敎育として醫術、天文、數學、論理學等をも研究せり。

要するに、哲學・科學等、一切の智識的研究は、婆羅門一族の特權にして、他の種族は、之に與ることを得ざりしなり。かくて、僧族は、永く印度に於ける精神界を獨占し、印度人の第一の位置を占めて、これを率ゐたり。然れども、年と共に跋扈して、他の種姓のものに壓制を加へ、過酷の刑罰をも加ふるに至りしかば、之に反抗するもの出で、漸く其の勢を高め來りて、革新の機運熟したるときにあたり、ここに一偉人出てて、新に一宗敎を唱へ、印度民族の精神界に、一大革新をなしたり。これ即ち釋迦牟尼、其の人なり。

釋迦牟尼の出世、立敎、入滅。

釋迦の誕生の年代につきては、未だ明確なることを知るに苦しむ。近頃、阿育王の事

跡を刻せる碑、發見せられたるにより、其の記事によりて、推算すれば、凡我が紀元一百年前後に生れたるものゝ如し。されば、孔子、老子と時を同うするなり。亦奇ならずや。

釋迦は、族名にして、實の名は、喬答摩(ゴータマ)悉達多(シッダールタ)なり。然るに、普通に釋迦と呼ぶは、當時の人が、釋迦牟尼と呼びたるより來りたるものならん。牟尼は、寂の義なりしが、轉じて賢者の意に用ゐらる。之に由れば、釋迦牟尼は、釋迦族の賢者といふ義となるなり。

印度は、もと、中、東、西、南、北の五に分れ、所謂五天竺あり。釋迦の父は、中印度迦比羅皤窣都(カピラバスツ)の主にして、首圖馱那(スドダナ)(支那にては、淨飯王と譯す)といひ、母を摩耶(マーヤ)、また摩訶摩耶といへり。(摩訶は、大の義、摩耶は玄の義)釋迦は、實に其の太子たりしなり。

カピラバスツの位置につきて、種々の説あり。其の一説に、今のウード州中のベナーレス府の東北にバトナ府あり。其の西北にゴラクプールといへるところあり。カピラバスツは、其の近傍ならんといふものあり。これはカンニングハム氏の古代印度志に見ゆる所なり。この説は、單に想像に過ぎずして、遺蹟等の發見せられたるもの絶えてなければ、未だ正確とする能はず。要するに、カピラバスツの位置につきては、明確なる卓説なけれど、此の城主の支配したる區域は、凡我が北海道位にして、獨立の王國たりしなり。

釋迦は、人類が生老病死の四苦を解脱すること能はざるを見て、しきりに厭世の念を生じ、一國の主と仰がれ、榮華の境遇にあらるべき身なりしにも拘らず、二十九歳の時、遂に出家して難行苦學すること六年(普通に六年と稱すれども、余は、一年説をとる)初めて解脱の法を得、絶對の眞理を發見して、ブダ(譯して佛)となり、新に一宗教を立て、婆羅門に反對して、種姓の差別を打破し、一切平等を、主張し、一切の衆生は、何の種姓たるを問はず、生れながらにして、高下の差別あるものにあらずと説き、人、邪念を去り、世間的の慾望を脱却せば、其が第一に尊きものとなり、未來に於て、無限の幸福を享受するものなりと、これ釋迦立教の要旨なり。

釋迦は、我が紀元一百八十三年頃入滅す。其の入滅の後に至り、釋迦の説きたる法を、嚴格に守らぬ者を生じたれば、遺法確定の必要を感じ、釋迦入滅の年、高弟摩訶迦葉、佛弟子五百人を王舍城(今のビハルの西南ラージギルにあたる)に集めて、第一回の結集を行へり。結集とは、編纂事業のことなり。第一回結集といへば、大編纂事業に似たれども、否らず。此の時は、唯遺法遺戒の合誦をなしたるのみなりき。要するに、第一回結集は、遺弟子集りて、如來の説法と戒律とを、記臆に從ひて、誦したるまでなり。後、

一百年ほど經て、即ち西暦三百八十五年頃、教團諸所に獨立して、各其の首領を有し、各團別々の教法を説くに至りし故、之れを統一する必要を感じ、こゝに七百人の僧を毘舍離(今のビーサル)に集めて、第二回結集を行へり。

此の新宗教は、從來、婆羅門の爲めに屈辱を蒙りたる諸種姓は、擧りて之を歡迎したれば、大に弘通したり。されど、釋迦入滅後、二百年間は其の勢力、概して恒河の流域に限られ、未だ印度全部に行きわたりたるにあらざりき。然るに、たま〳〵印度は、ギリシア人の侵入する所となりて、國内大に亂れ、こゝに印度統一の機會を作る。此の機會に乘じて、一英雄現はれ、一大王國を建設して、大に佛教を保護奬勵したれば、これより、四方に擴張するに至れり。其の英雄は、中印度摩揭陀國の旃陀羅笈多(月護王)其の人なり。摩揭陀の都は、波吒釐子城(今のパトナ)なり。法顯の佛國記には、巴連弗邑とあり。又支那にては、華氏城とも書く。

東西の關係

旃陀羅笈多の出づる以前、釋迦牟尼在世の頃、西亞細亞にペルシア(古ペルシア)國興り、其の王ダリオス、英邁にして、大統一の業を企て、遂に希臘を除き、西方を統一せり。ダリオス、兵を進めて、パンジャブ地方を掠め去りしが、スキラクスといふもの、ダリオスの命を奉じ、西紀前五百九年、印度旅行を企てたり。其の後、凡百八十餘年を經て、希臘の北部マケドニアに、アレクサンドル起り、先づ希臘を從へ、進んで、ペルシアを攻め滅し、尚進んで印度に兵を用ゐ、皇紀三百三十四年ヒンヅークッシュの嶮を越え、今のアットック附近にて、印度河を渡り、タクシャシラ(又はタクシラ今のデリシャハン)に入れり。

これより以前、パンジャブ地方は、數箇の王國に分れ、ポロス王、最も勢力あり。他の諸王、アレクサンドルに從ひしに拘はらず、ポロス王は、ひとり之に抗せしが、力盡きて遂に降伏せり。アレクサンドル、乃ち進みて、中印度を征服せんとせしが、將卒、暑氣に苦み、進軍を厭ひしかば、已むを得ず、征服地を擧げて、部下の將フィリポスに與へ、軍を返せり。然るに幾許もなくして、フィリポス殺され、エウデモス(希臘人)代りて立ちしが、無辜の人民を殺戮せし故、人民、服せざりき。此の時、摩揭陀に君臨せしは、旃陀羅笈多なりしが、ここに至り、エウデモスの位を奪ひ、北印度の王と稱せり。アレクサンドル王は、凱旋後、間もなく、バビロン府にて死去し、其の大版圖を經營すべきものなくして、大國分裂せしが、其の一部將に、セレウコスといふ者あり、印度以西の地に、シリア王國を建て、又印度侵略を企てたり。其の時旃陀羅笈多は、既に印度に殘りし希臘兵を逐ひ拂ひたりしを以て、セレウコスの兵を邀へて、これと戰へり。然れども、久

しからずして、和議成り、セレウコスは、五百の象とパンジャブ、及びカブールに於ける希臘人占領地を讓り、其の女を笈多に娶すこととなれり。是に至り、笈多の領地は、中・北・西の三印度に跨り、威勢最も盛んなり。さて、又、笈多は、佛教を保護奬勵せしかば、佛教は、始めて四方に傳播するを得たり。かのセレウコスと笈多との間に、平和成立するや、爾後、親密なる交際始まりしを以て、メガステネスは、セレウコスの命を受けて、公使となり、パトナ府に駐在せり。其の間摩揭陀の風俗人情等を視察し、これを書き記したるもの、有名なるメガステネスの印度志なり。（此の記錄は、惜いかな、散佚して、僅に其の幾部を殘存するのみなれども、當時の印度の事情を知るに、最も大切なるものなり。獨乙のシュワンベックと云へる學者、及び英國のマックスミュラー氏等、之れを刊行せり）

阿輸迦王（阿育王）の事業

笈多の子を頻頭娑羅といふ、頻頭娑羅の子に阿輸迦王あり。此の王は、皇紀四百二年に王位を繼ぎ、實に印度最盛時代を作り、その威、北は、ヒマラヤ・ヒンヅークッシュより、南は獅子國（セイロン島）に及び、アレクサンドルの死後、西方アジアを占領したる希臘の諸王と、同盟したる形跡もあり。王は、佛教を國教とし、皇紀四百十六年に摩揭陀の都パタリプトラに、一千人の僧を集めて、第三回の結集を行ひ、佛教の經典を整理記錄せしめたり。是に至り、佛典、形をなし、佛教の有形的根柢、始めて成立せり。又王は、宣教師を四方に派し、西はシリア・埃太より、キレナイカ・マケドニア・エピルス等まで、南は獅子國に至るまで、布教を試みたり。斯く佛教の擴張せらるると共に、婆羅門教は、大打擊を受けて、一度衰へしが、久しからずして再興し、佛教と對抗するに至れり。時に、大月氏は、印度の西北部なるガンダラ（ペシャワル）を占領し、大に佛教を保護せしを以て、北天竺は、一時、佛教の中心となれり。大月氏は、月氏（ユエチ）によりて立てられたる國にて、月氏は、ツベット族なり。もと支那の秦漢時代に支那本部の甘肅の地に據りしものなるが、漢の初め、匈奴と爭ひ、敗れてその種族を率ゐ、西にのがれて、中央亞細亞のアムダリアの北に、大月氏國を建て、南は大夏（バクトリア）を伐ちて、之を從へ、西はパルチアと境を接せり。皇紀七百二十年の頃、此の大月氏國に君臨せし迦膩色迦王、最も篤く佛教を信じ、堂塔を建立し、五百の僧を罽賓（カシミナ・カシミル）に集め、第四回の結集をなしたり。第三回の結集には、摩揭陀の方言パリー語を以て、經文を書きしものなりしが、第四回の結集には、梵語即ちサンスクリットを用ゐたり。此の經文を基礎としたるもの、後の所謂北派佛教（大乘教）にして、高尙深淵なる道理を說き

たるものなり。又パリー語を以て書きたる經典を基礎としたるもの、後の所謂南派佛敎(小乘敎)なり。

東西交通の結果。ギリシア文化の影響。

アレクサンドル大王の遠征するや、到る所、アレクサンドリア府を建て、希臘人を留め置き、以て希臘の文物風俗を移すにつとめたり。されば、北天竺、バクトリア、ガンダラ地方にも、希臘人の留まりしもの多かりき。阿輸迦王と同時に、バクトリアの都督テオドトス獨立して、バクトリア王國を建て、ガンダラを併せ領するに及び、希臘文化は、多くガンダラ地方に入れり、其の後、月氏、バクトリア、に侵入し、進んでガンダラを占領し、遂に迦膩色迦の盛時を現出せり。故に佛敎徒は早く希臘人の感化を受けその文化の面目を一新せり。彼の佛像の彫刻を始めとして、家屋(石造)の建築法等、皆希臘人に敎を受けしものなり(現今、印度西北部、即ち當時の北印度に於ける佛像堂塔等の彫刻を一見するときは、大に希臘風を混じ、容貌決して純粹の印度人にあらず。此の如き希臘風の彫刻品は、パンジャブのラホールの古物館に於て目擊することを得、また、カルカッタの古物館にもあり)始め世界の學者は、希臘の影響を蒙りしは貨幣のみとせり。即ち貨幣の表面には、希臘文字及び希臘の神々彫刻しあり。然るに希臘の影響は、實は何れの方面にも及び、殊に美術品には、非常の影響を蒙れり。此の如く、希臘文化の影響を受けし北印度が、月氏に占領せられ、迦膩色迦之に君臨し、佛敎を保護奬勵して、北派佛敎の中心點たりしことなれば、佛敎が、如何にギリシアの文化の感化を受けしや、言はずして明なるべし。此の佛敎、つひに支那に傳はり、六朝時代の盛時を現出するに至れり、而して、此の六朝時代の佛敎が、また、三韓を經て、我が國に渡來せしことなれば、我が國の佛敎が、如何なるものなるか、又、此の佛敎と共に入りし文化が如何なるものなるかは、推想して明かなるべし。

佛敎の傳來。

我國に佛敎の傳來せしは、扶桑略記に、繼體天皇の御代に、大唐漢人司馬達止(シメダット)、來朝して、大和國高市郡阪田原に、草堂を結び、本尊を安置して、禮拜したりしが、當時の人は、異國の神として禮せざりきとあるを始めとす。後、第二十九代欽明天皇の十三年に至り、百濟の聖明王、佛像經論を獻上して、盛んに佛の功德を賞讃せり。是に於て、佛敎流行の端を開きたり。

蘇我物部二氏の爭亂

此の時、朝廷には、大臣家の蘇我氏と、大連家の物部氏と、相對峙せり。されば、佛敎の信

ずべきか否かにつきて、議論二派に分れ、大臣家、及び歸化人等の學者は、崇佛論を唱へ、大連家は、之に反して、排佛論を主張したり。然れども、佛敎の性質に關しては、大臣家も大連家も、ともに多く知らざるところなれば、佛敎の信否を以て純信仰問題として爭ひたるにあらず、既に兩雄並び難き形勢を馴致したるを以て、たまたま、口を崇佛可否の問題に藉りて、積年の鬱憤を暴發したるなり。もとより、權門兩大家のことなれば、その爭の大なるは、必然の事ながら、これと同時に、皇族の間に、皇位繼承の爭あり、一は蘇我氏によりて、其の志を遂げんとし、他は、物部氏を力と頼みて、其の目的を果さんとせられしかば、紛擾ますます大となり、其の結果排佛主義の物部氏斃れて、大連家斷絶せしかば、蘇我氏獨り政權を專らにし、歷世驕奢を極むるに至れり。

聖德太子（聖德は御諡號にあらず）

佛敎の興隆　美術工藝の進步

上古の族制政治は、年と共に弊を生ぜり。殊に大臣大連の如きは、各土地人民を有し、各黨派を立てゝ、相爭ひしが、佛敎傳來するや、積年の鬱憤、一時に破裂し、崇佛黨の蘇我氏のみ、ひとり盛んになれり。推古帝は、蘇我氏の御腹に生れ給ひ、皇太子厩戶皇子は博學多藝にして、馬子と心を合せて、佛敎を興隆せられたり。これより佛敎は社會の一大勢力となりて、民心を集中するに至れり。

上宮聖德法王帝說によるに、太子は法隆寺四天王寺を始めとし、其の他、五六の寺を建立せられたり。其の中、最も名高きは、法隆寺にして、この寺は東洋文化のみならず、實に上古の世界の文化を保存せる稀有の名刹なり。故に美術家、歷史家の參考資料たること甚だ多し。

これより先、第二十九代欽明天皇の御代に、任那の日本府は、新羅に滅され、外交上の大失敗を見たりと雖も、我が文物藝術等の上には、あまり影響を及ぼさざりき。そは、百濟高句麗等より、常に諸種の貢獻ありたればなり。當時、韓半島の文明の狀態はいかにといふに、百濟は、彼の聖明王の頃、使を支那の梁に遣はししより、支那との交通盛んに行はれ、高句麗は、其の國の位置、支那に近きを以て、その交通頻繁にして、支那北部の影響を受けたること多く、我が欽明天皇の頃大學博士李文眞等に命じて、國史を編纂せしめたりといふ。又、支那六朝の頃、北魏に排佛論起りて、高句麗の地に移されしもの多く、其の中には、種々の工人などあれば、その文化を進めたること、また甚だ大なりしなるべし。されば、二國がわれに及ぼしたる文化の性質も、亦推知することを得べきなり。

況んや、新羅の如き、その眞興王の時、(欽明天皇の頃)文物大に開け、或は國史を撰修し、或は支那の音樂によりて、種々の新樂を作りて、以てこれを我れに傳へ、或は大に佛教を興隆し、皇龍寺といへる大伽藍を建て、銅三万五千七斤、鍍金百二兩を費して、大佛像を鑄造せるなど、いたく、我れを刺戟せるをや。しかるに今や、蘇我氏獨擅の世となり、推古天皇及び聖德太子等の御力によりて、三寶頓に興隆せしより、僧尼佛工佛像等、夥しく來貢し、且つ、是等の僧尼は、皆畫像經論等をも齎し來りたるべければ、是等また、佛法及び文物旺盛の機緣となり、支那より東漸せる政治文學儒教等の新思想と相俟ちて、我が社會を皷吹したりき。彼の共に法を法興寺の新堂に說き、學德共に高くして、三寶の棟梁と稱せられたる高麗の僧慧慈、百濟の慧聰の如き、また暦天文地理遁甲方術等の書を貢進し、朝廷の選抜せる俊髦に師範を垂れたる百濟の僧觀勒の如き、佛教及び儒典に通じ、繪畫工藝に精しく、始めて紙墨顏料碾磑の製法を傳へし高麗の僧曇徵の如き、その最も著名なるものなり。

さて、當時入り來りし佛教は、如何なる派なりしか、明かなる徵證あらずと雖も、佛教といふ以上は、等しく過去・現在・未來を說き、因果應報の理を談じ、佛陀を、最も尊むべきものとなし、之に歸依せば、福德果報無量なりといふが如く說きたるものならん。

されば、宗教思想なほ幼稚淺薄にして、吉凶禍福、一切の事、總べて神意より出づるものなりと思惟し、祭祀を重んじ、祈禱厭穢を力め居たるわが國民の心を撼搖せしこと、儒道に比して、遙かに大なりしや言ふまでもなし。

そもそも、儒教は、此の以前既に傳來せしものなれども、これによりて、我が國民の精神界には、いまだ大變化を及ぼさゞりしなり。これ儒教が佛教と異り、過去・未來を說かず、唯現世に把住して、人道の如何を說けるものなるが故なり。

ことに、佛教の教理は、極めて多方面なるを以て、わが國情に適應すべき現世祈禱の一部は、殆んど、本邦最初の佛教の全體となりて行はれ、佛教の佛陀善神も、神道の神の如く、國土人民の擁護者なりとせられ、佛教、即ち國家鎭護の要法と思はれ、唯その差は國神といひ、蕃神といふの區別に過ぎざりしなり。而してその說者は、上に述べたる如く、多く高德にして、殊に物質的文明の智識に富み、文學に美術に工藝に偉大の影響を與へ、これを無形にしては、幽玄高妙なる佛氏の說、耳を驚かし、これを有形にしては、莊嚴なる佛像輪奐なる伽藍眼を眩せしむ。由來、質朴簡素に慣れたりし人心、豈驚動せずして止まんや。

聖德太子は、佛教を盛んに興し、美術工藝を進歩せしめ、我が國民に、始めて大陸の美

しくして精巧なる美術を味はしめ、日本美術の端緒を開かれたるなれば、わが美術は、實に佛教に負ふところ尠からずと謂ふべし。

當時の佛教は、西域より支那に、支那より韓半島に、韓半島より我が國に傳はり、其の傳統上西域と大なる關係あるが故に、我が美術も、亦西域と深厚なる關係を有するなり。即ち推古天皇時代の美術は、ギリシア印度式(希梵式)の餘波と見るべきものにして、當時の彫刻物建築物に、ギリシア風のあるは、これが爲めなり。

當時の美術工藝品は、法隆寺に殘存す。法隆寺は、大和國平群郡法隆寺村にあり。聖徳太子の建立せられたる學問寺なり。學問寺とは、死者の爲めに設けたる兆域にはあらずして、主として佛教の眞理を研究せんがために立てられたるものなり。故に佛教大學の如きものなり。

法隆寺建立につきては、日本書紀に、その記載なけれど、天平十九年に注進せる法隆寺伽藍縁起及び古事記書紀よりも古書なりといはるゝ上宮聖徳法王帝説に、聖徳太子の創建にかかる由を述べたり。又現に法隆寺の金堂に安置せる藥師佛の後炎背の銘によれば、用明天皇の御思召なりしが、天皇は、其の事を成し果て給はずして崩御せられしにより、御遺志を繼がれて、大王天皇(推古)と太子ともろともに仕へ奉れりとあり。されば、聖徳太子の建立せられしものなること疑なし。又、鎌倉時代の中頃に、法隆寺の僧顯眞が書ける聖徳太子傳私記(一名古今目錄抄)にも、亦推古天皇の御代に、太子の建立せられし旨、記せり。

法隆寺は、七堂、悉く具備せる伽藍なり。伽藍は、梵語のサンガラマより來る。支那人之に充つるに、僧伽藍摩の文字を以てせしより、終に本邦に傳へて伽藍と稱するに至りしなりといふ。サンガは、僧の複數、ラマは園の意なり。

伽藍たるには、七堂を具備せざるべからざれども、この七堂の七は、必ずしも數を意味せず、各種の必要なる建物を具備せるの謂なり。故に七堂といへるに、悉堂とかけるもあり。七堂伽藍は、又宗派によりて異なれり。法相には、法相七堂、律宗には律七堂の制あり、華嚴以下天台・眞言、皆特殊の制を存し、禪宗に至りて、その趣、全く一變せるを見る。現今、七堂伽藍の規模を存する巨刹は、禪宗に京の妙心寺・大徳寺などあれども、禪宗以前に於て、七堂の規模を備ふるものは、法隆寺唯一あるのみ。故に法隆寺は、それのみにても貴重なるものなり。況んや、その金堂・塔婆・中門が、依然として推古天皇時代の形式を、今日に傳ふるに於てをや。

金堂は、法隆寺を佛教大學とせば、其の研究室の如きものなり。金堂といふ名稱は、最

上無比の意にして、金は宇宙の七寳の隨一なる故に、しかいふなり。此の金堂は、實に建築上の精美を極めたるものにて、專門家の論議せるもの頗る多し。黑川眞賴先生の法隆寺建築說、伊東忠太博士の法隆寺建築論、小杉榲邨博士の法隆寺金堂建築及壁畫等の論文は、いふもさらなり、本年に至りて、建築學者と歷史家との間に、再建の正否に就きての大議論あり、史學雜誌、歷史地理、讀賣新聞等に出でたり。

さて、やかましき論議のある金堂は、太子の建てたるまゝなるかいかに、其のまゝとするは、我の國の正史のゆるさざる所なり。日本書紀天智天皇の九年夏四月の條に、災法隆寺一屋無餘とあるを始めとして、法隆寺伽藍緣起、七大寺年表、色葉字類抄などにも、和銅年間に、法隆寺を造立したること見ゆ。故に記錄の上よりいへば、天智天皇の御代に、一旦燒亡したるを、和銅に再建したると見るの外なし。然るに今年に入りて、關野貞(建築學の大家)氏は、建築上の研究より、再建にあらずとの說を立てたり。金堂の壁畫を、寺の傳へにては、鳥佛師の筆とも、或は僧曇徵の筆ともいへど、然らず、此の畫の樣が、推古式にあらずして、天智式に屬すとは、美術の大家の鑑定するところなり。されば、かの金堂も、和銅再建の說を可とすべきか、和銅に再建したりとすとも、その構造の式は、舊樣に從がひたるものにして、依然推古天皇時代の風を今日に傳へたるものなりとは、再建論者の齊しく唱ふる所なり。さて、此の金堂に於て、特に注意すべきは、ギリシア式を見ることとなり。ギリシアの建築には、各部、それぞれの樣式あれど、特に著しき著眼點は、柱の樣式にありて、その輪廓の曲線をエンタシスといふ。然るに、この金堂の柱の樣式は、實に此のエンタシスといふ曲線より成れるなり。また、中門も、その樣式は、推古の時のものにして、柱は、エンタシスなり。又ギリシアのドリア式建築に於ける如く、柱に礎盤なく、直ちに地上に立てられたり。

塔婆は、梵語のスチユッパの音に當てたる漢字なり。或は卒塔婆、又は、唯、塔とかけるも皆同じものなり。スチユッパとは、墳墓の意なり。塔婆を立つるに、二ッの意味あり。一は靈域のしるしとして立て、一は墓標として立つ。法隆寺のは、靈域として立てたるものなり。普通に多く見ゆるは、五層なり。元來、塔婆は、五輪に起る。五輪は、地水火風空の五大を表する意を示す。往々、三重・二重・九重・十三重などのものあるは、皆五重の變形なり。法隆寺の今の塔婆は、德川五代將軍綱吉の母桂昌院殿が、大修繕を施したるものなり。

次に、金堂の內部に就きては、言はんと欲する所、甚だ多けれど、その特にいはざるべからざるものは、玉蟲厨子、諸佛像、橘夫人(藤原不比等の夫人)の念持佛厨子、壁畫等な

り。

玉蟲厨子は、全體三部より成り下を臺座といひ、高サ一尺廣サ四尺五寸四分。臺座の上に、須彌座あり。其の高サ三尺一寸二分五厘。其の上を宮殿といひ、高サ鴟尾の上端まで、三尺六寸なる故、全體の高サは、七尺七寸二分五厘なり。鴟尾は、クツガタといひ、支那風の式にして、後世の鯱の如く、棟の兩端に置きたるものなり。宮殿としては、必ず、この物を要し、これなければ、宮殿の資格はなきものとせり。此の玉蟲厨子は、何人の所有なりしか。白拍子記(南北朝頃の書)によれば推古天皇の御厨子なりとあり。全體、木製にして、當時の建築の模型なり。蔓草をすかし彫りにしたる板金を以て、柱桁などをつゝみ、板金の下には、玉蟲の羽を布きならぶ。故に其の出來たる當時に於ては、燦爛として眩きばかりなりしならん。玉蟲厨子の名も、これより起りたるなり。

宮殿の前及び左右の三方の扉には、形容の、略同じき佛像を描く。臺座の四面には、蜜陀僧(酸化鉛)にてかきたる繪あり。蜜陀僧を繪事に用ゐるは、隋、唐に始まり、我が國に傳來し、奈良朝の頃、盛んに行はれ、平安朝に至りて衰へたり。

玉蟲厨子につき、史上、注意すべきは、唐草摸樣なり。此の唐草摸樣は、遠きアラビア、東ローマのものと符合し、中には、純粹のギリシア式のハネーサックル(すゐかづら)もあり。唐草とハッネーサックルの二つによりても、東西交通の結果と、文化の相影響することゝの證をなし得。

佛像數多ありて又時代の異にせるものあり

次に佛像につきて、いはんに、まづ釋迦三尊の像あり。その光背の銘によれば、鳥佛師の作なり。又藥師三尊の像は、銘なけれども、樣式は、釋迦三尊のと同じく、推古天皇の時のものなり。これも、鳥佛師の作なるべし。總べて、此の時代のものは、左の樣式を備ふ。即ち顏、細長くして、前額四角ばり、眉、おだやかに彎曲し、眼は椎の實形にして、上瞼下瞼共に同じ樣の弧をなす。鼻、大にして高からねど、鼻筋は、よく通る。鼻下短かく、中凹み、上唇彎曲し、下唇の下に、たてに稍圓形のくぼみあり。顎下豊肥ならず、耳は、平の板の如くして、簡單に淺き彫刻を施せるのみ。要するに、此の頃のものは、寫生的にして、アリア人風の顏を有せずして、蒙古種的の面貌あり。是れ雄渾秀麗なる希臘印度式が、幾回もの人種的革命に出會たる結果なり。

當時、刺繡の術、非常に進歩したり。刺繡術の始めは、明かならず、推古天皇の御代に、詔を出して、繡佛を造らしめたまへり。從ひて、此の術、大に進歩せり。現に、當時の物にして、吾人の目擊し得るものは、法隆寺わきの中宮尼寺に藏せる天壽國曼陀羅といふ

ものなり。此のものは、推古天皇の三十年、聖德太子薨じ給ひしかば、太子の妃橘大女郎、太子の往生せられたる天壽國、即ち極樂國の有様を見んとして、想像圖を作られ、當時の畫工にかゝせ、采女に命じて、白赤青黃綠樺紫などの色糸にて、之を縫ひ取らしめたるものなり。之は曼陀羅といへど、實は帳といふがよし。初めは、一丈六尺位のもの、二張ありしが、次第に失せて、今のこれるは、方二尺八寸許のもののみ。もと、此の帳中に、百箇の龜をぬひとり、一甲に四字づつ、すべて、四百字にて、此の曼陀羅の銘文を縫ひ取りたるものなりしが、殘存せる部分には、たゞ、四甲あり。內一甲は、文字見えず。されど、幸に、此の曼陀羅の全文が、上宮聖德法王帝說にのりて存せり、

頒曆冠位

聖德太子は、各種の方面に、力を用ゐられ、推古天皇の十二年には、始めて曆をわかてり。又蘇我馬子と議し、頒曆の前年に、冠位を定めたり。すべて、十二階、德・仁・禮・信・義・智、各大小あり。冠の色を以て區別す。冠は、絹にて作り、袋の如くして、紐にてくくる。色の定めは、明かならざれど、此の頃は、隋の制に則とること多ければ、多分、隋と同制にて、德は紫、仁は青、禮は赤、信は黃、義は白、智は黑なりしならん（隋の此の制は、隋書禮儀志に在り）

憲法制定

翌年、憲法十七ヶ條を制定せり。全體、漢文にて書かれたれば、之を見れば、當時の漢文の發達を窺ふに足る。儒佛兩教を基礎としたる一種の道德的の訓戒なり（全文、書紀に在り）

隋との國際交通

推古天皇の十五年、小野妹子を隋につかはし、國際の交通を開く。其の目的につきては、種々の說あり。扶桑略記・水鏡には、佛敎の經典を求むる爲とあり。善隣國寶記に引ける經籍後傳記には、書籍を購求し、かねて、隋の天子に聘すとあり。唐の太宗の臣魏徵の撰せる隋書第八十一列傳第四十六には、大業三年、日本より使をつかはし、朝貢す。使の者、曰はく、聞く、海西の菩薩天子、重く佛法を起すと、故に使をつかはして、朝拜せしめ、兼ねて、沙門數十人をつかはして、佛法を學ばしむとあり。要するに、此の交通の目的は、大陸の文化を傳ふるに、朝鮮の手を經ては、十分ならず、直接に當時の文明國たる支那と交通して、其の文明を輸入せんといふにあるならん。

此の交際に於て、國際上、如何なる位置を取りしかといへば、全く對等なりしなり。國書の一部、隋書中に見えたり。時の隋の天子煬帝が、鴻臚卿に向ひて、蕃夷の書、禮なき

ものあらば、又以聞する勿れといひきといふに徴しても知らるゝなり。これより使節相往來し、留學生學問僧等も、多く遣はされ、以て大化改新の漸をなせり。

聖德太子といふ大人物の力によりて、吾が國の文明が、長足の進歩をなしたるのみならず、僭逆、蘇我馬子の如きすら、太子存生中は暴行を敢てすること尠かりき。太子の事蹟には、附會の事も多く、殆んど其の眞を窺ふに苦むものあり。近頃、聖德太子傳といへる書、出て、稍、その眞を發揮し、つぎて、久米邦武氏の上宮太子實錄も出でたり。就きて見るべし。

聖德太子以前に於ける支那との交通

山海(センガイ)經の記事　これは、確實なるものにあらず。

漢書の記事

論衡の記事　此の書は、漢の王充の著なり

後漢書の記事

漢委奴國王印

　天明四年二月二十三日、筑前國那珂郡志賀島の耕地の大石の下より發見したるものにて、純金の印なり。篆書にて、漢委奴國王とあり。蛇鈕の金印にて、漢の天子より、屬國と見なして賜へるものなり。讀み方は、漢の委(ワ)の奴(ナ)の國王といふべし。委は、倭にて、我が九州の總稱に用ゐ、奴は、前に述べたり。

魏志の記事

宋書の記事

南齊書の記事

南史の記事

吳との交通

蘇我氏の專橫及び其の滅亡

蝦夷父子の驕僭

中大兄皇子と中臣鎌足

大兄の解

　皇子にて、大兄とつけたるは御生母の第一子なり。大體は、後に御位をつぐべき豫想のある人なり。大兄を讀んで、オホエといふは、後世、兄といふ漢字になづみたるにて、よろしからず。書紀には、多くオホヒネ、又はオヒネとあり。されば、中大兄は、ナカチオヒネ、又はナカチオホヒネと讀むべきなりと、伴信友は、論じたり。

日本上古史講義 終

明治三十九年八月十四日印刷
明治三十九年八月二十日發行

《非賣品》

東京市小石川區白山御殿町百二十七番地
著者兼發行者 峯岸米造

東京市麹町區内幸町一丁目五番地
印刷者 多田三彌

東京市麹町區内幸町一丁目五番地
印刷所 惠愛堂

23
260

90

23
260

23
260

001598−000−6

23−260

日本上古史講義

峯岸　米造／著

M39

ACB−4203